

厚 生 委 員 会

令和2年9月8日（火）

## 厚生委員会

日 時 令和2年9月8日(火) 午前10時00分開会—午後4時04分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、竹原、奥野

欠席委員 反保

傍聴議員 和田、辻下

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

窪田総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部副理事兼生活環境課長

松下しあわせ創造部副理事兼子育て支援課長

松本しあわせ創造部副理事

堀口保険年金課長

南福祉課長

川井保健センター所長

山本こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、反保委員から欠席届が提出されております。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

それでは、案件1、9月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長。

南福祉課長 令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担といたしまして、102万4,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和元年度の障害者自立支援給付費負担金の確定に伴う精算分でございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、児童福祉費負担金としまして、201万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和元年度児童手当国庫負担金精算に伴うものが173万2,

000円、令和元年度障害児入所給付費等国庫負担金精算に伴うものが11万9,000円、令和元年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算に伴うものが16万円です。

続きまして、17府支出金、1府負担金、児童福祉費負担金としまして、7万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和元年度子どものための教育・保育府費負担金精算に伴うものです。

続きまして、2府補助金、児童福祉費補助金としまして、18万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、歳出でご説明させていただきますが、母子家庭等対策総合支援事業府費補助金として、ひとり親世帯臨時特別給付金に伴う事務費相当分です。補助率は10分10で、児童福祉事務費に充当するものです。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして、329万3,000円を増額補正するものです。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の2ページをご覧ください。

3民生費、1社会福祉費、障害者福祉費といたしまして、658万円の増額補正です。

内容は、令和元年度の障害者福祉医療費の精算に伴う国・府に対する返還分でございます。内訳といたしまして、自立支援医療（更生医療）府費負担金返還金217万8,000円、障害者医療費国庫負担金返還金440万2,000円でございます。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 続きまして、2児童福祉費、未熟児養育医療助成費としまして、11万円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和元年度未熟児養育医療給付費等国庫負担金精算に伴う返還金です。

続きまして、子ども・子育て支援事業としまして、213万2,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和元年度の精算に伴う返還金で、子ども・子育て支援交付金国庫返還金が127万7,000円、子育てのための施設等利用給付国庫交付金返還金が57万円、子育てのための施設等利用給付府費交付金返還金が28万5,000円です。

続きまして、児童福祉費事務費としまして、18万1,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな困難が心身に生じているひとり親世帯を支援するため、臨時特別交付金が全額国費により支給されることに伴い、本町が申請受付事務を行うこととなり、そのため必要な事務費を計上するものです。

臨時特別交付金が国費により支給されますが、歳入で府費となっていますのは、本町は福祉事務所未設置ですので、大阪府を通じて支給されることによるものです。

内訳としまして、一般職超過勤務手当8万3,000円、消耗品費5万9,000円、通信運搬費3万9,000円です。なお、財源につきましては、母子家庭等対策総合支援事業費府費補助金を充当します。

続きまして、保育所維持補修費としまして、91万3,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、淡輪保育所内非常階段の踊り場に複数の亀裂が入っており、コンクリートのかげらが落下するおそれがあるため、修繕料として計上するものです。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業費としまして、16万5,000円を増額補正するものです。

内容としまして、町立各保育所において新型コロナウイルス対策として、感染症対策のマスクやフェイスシールド等の消耗品を購入するものです。

続きまして、児童措置費としまして、365万7,000円の増額補正を行うものです。

内容としまして、令和元年度児童手当交付金の精算に伴う返還金です。

委員会資料3ページをご覧ください。

続きまして、児童遊園管理費としまして、7万9,000円の増額補正を行う

ものです。

内容として、多奈川港自治区ちびっ子交通公園の樹木について、枝が児童遊園の敷地から隣の民家に越境し、また、多くの落ち葉も発生することから、自治区により剪定の要望を受けたものです。当該樹木は高木であり、専門業者でないと対応できないため、委託により剪定を行うものです。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業費として、9万3,000円の増額補正を行うものです。

内容として、子育て支援センターにおいて新型コロナウイルス対策として、感染症対策のマスクやフェイスシールド等の消耗品を購入するものです。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、4衛生費、1保健衛生費、予防接種経費（経常経費）といたしまして、281万円の増額補正をするものです。

内容として、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度の高齢者インフルエンザ予防接種における自己負担額1,000円を無料とすることで、接種率を向上され、冬季に懸念されるインフルエンザの流行を抑え、高齢者の健康増進を図ることと、また、非課税世帯対象の高齢者インフルエンザ費用助成手続を省略できることで、高齢者の外出機会を減らし、窓口における高齢者の密集を避け、感染機会の減少になると考えます。

内訳といたしまして、委託料といたしましては、課税世帯の自己負担額分276万5,000円、府外接種時の補助金として4万5,000円を増額補正するものです。

続きまして、予防接種経費（臨時経費）といたしまして、17万6,000円を増額補正するものです。

内容として、令和元年度風しん抗体検査事業補助金の国庫補助金精算に伴う返還金です。

以上、当委員会付託分として、合計1,689万6,000円を増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。委員の皆さん、ないですか。奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。

委員会資料3ページのインフルエンザ予防接種委託料276万5,000円。

これは何人分の予算になっていますか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 こちらにつきましては、今年度高齢者インフルエンザの対象者の方が65歳以上で、まず5,954人いらっしゃいます。その中で接種見込みとしましては、例年実績から接種率を54%と見込んで、全体で3,215人、接種見込みです。そのうち課税世帯の方につきましては、2,765人を見込んでおられますので、2,765人掛ける自己負担の1,000円で、276万5,000円となっております。

松尾委員長 よろしいですか。他の委員さん、質疑ございませんか。

なければ中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 私からも、今、奥野委員から質問のあったインフルエンザ予防接種委託料に関わってお尋ねしたいと思います。

非常に前向きな取組で結構かと思います。それで、これは耳にした情報なのですけれども、今回ご提案の予算については、65歳以上の方の課税世帯分ということで予算の提案がされているのですが、15歳までの子どもと、それから60歳～65歳の基礎疾患をお持ちの方、この方にも対象を広げるというような話をお聞きしているのですが、その辺りはどんな状況になっているか、確認させてください。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 質問にお答えいたします。

まず、60歳～64歳の方につきましては基礎疾患のある方、こちらは、もともと高齢者のインフルエンザ予防接種におきまして、定期の予防接種対象者となりますので、その方々から申請があった場合は、もちろん該当になります。

続きまして、15歳までの子どものインフルエンザにつきましては、こちらにつきましては現在、小児の方のインフルエンザにつきましても予防が必要だということで検討しているところなんですけれども、すみません、今検討しているところで、ただ、岬町においては15歳までではなく、18歳までの乳幼児医療の対象者の方の小児のインフルエンザの予防接種費用を無料にすることで、現在検討中になります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 60歳～64歳ですね。失礼いたしました。基礎疾患をお持ちの方に対しては、既に定期予防接種に該当するというご説明で、申請があればということだったのですが、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

それから15歳までの子どもについて、岬町は、さらに18歳まで対象にできないかということで前向きに検討されているということをお聞きしまして、非常に意欲的な取組だと思いますので、ぜひ実現するように、よくご相談をいただきたいと思います。

先ほどの説明、もう一度頂きましょうか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 すみません、中原委員のご質問にお答えします。

大変失礼いたしました。申請というのは訂正させていただきます。60歳～64歳の方につきましては、腎機能障害であるとか呼吸器疾患、心臓病等の内部障害が1級、身体障害者手帳の1級相当にある方について、医師の診断の下、必要であれば接種ということになりますので、60歳～64歳の方につきましても、65歳以上の定期の予防接種の方と同じように、病院におきまして高齢者インフルエンザを申し込んでいただき、無料で受けていただくことができます。すみません、申請というところにつきましては大変申し訳ありません、訂正させていただきます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今おっしゃった方々、60歳～64歳の方々で、対象になる方々というのは、いわゆるコロナウイルスに感染した場合に重篤になる可能性が高い疾患、結構種類があるんですよね。それで、その方々を全て網羅しているというように考えていいのでしょうか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員のご質問にお答えいたします。

全ての方々を網羅しているかと言われますと、定期予防接種については、身体障害者手帳の1級相当ということになりますので、あくまで手帳の所持、もしくは医師の診断の下、1級相当であると診察された方については対象となります。

松尾委員長 中原副委員長。



中原副委員長 感染した場合に、重篤になる可能性が高い基礎疾患というのは非常に種類が多いんですね。それで、ぜひ子どもの接種の補助と併せて、60歳～64歳の方について、今おっしゃった身体障害者手帳の1級相当の方以外にも対象を広げるべきだと思いますので、これは医師会との相談というかその辺りが必要だろうとも思いますし、また、予算措置の問題も出てきますけれど、ぜひ対象を拡充して、これからの季節性インフルエンザの時期に備える体制を万全にさせていただきたいと要望しておきたいと思います。

松尾委員長 他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号のうち、本委員会に付託された案件は、可決されました。

議案第54号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 委員会資料の4ページをご覧ください。

令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度の介護給付費等の確定に伴い、国・府及び支払基金の負担金の精算に伴う追加交付金及び返還金と前年度の余剰金の処理について計上いたしております。

歳入についてご説明いたします。

4国庫支出金、1国庫負担金、過年度分といたしまして、26万1,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和元年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付される過年度分の介護給付費負担金でございます。

次に、5支払基金交付金、1支払基金交付金、過年度分といたしまして、2万7,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和元年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付される過年度分の介護給付費交付金でございます。

続きまして、13繰越金、1繰越金、前年度繰越金といたしまして6,515万4,000円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、令和元年度の介護給付費等の確定に伴う余剰金を繰越しするもので、国・府支払基金への前年度精算金としての支出と介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7諸支出金、1償還金及び還付加算金、国庫負担金等償還金といたしまして、576万7,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算返還金でございます。

内訳といたしまして、介護給付費府費負担金返還金が8万2,000円、地域支援事業交付金支払基金返還金が102万7,000円、地域支援事業交付金国庫返還金が306万5,000円、地域支援事業交付金府費返還金が159万3,000円でございます。

続きまして、8基金積立金、1基金積立金、介護給付費準備基金積立金といたしまして、5,967万5,000円の増額補正です。

内容といたしましては、令和元年度の介護給付費等の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出とも6,544万2,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。

それでは中原副委員長。

中原副委員長 この会計の提案の機会にお尋ねしておきたいと思います。

委員会資料4ページの地域支援事業交付金支払基金返還金とありますけれども、この地域支援事業というのは、いわゆる総合事業に関わるものと思っておりますけれども、現状の利用者数についてお聞きをしておきたいと思っております。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 総合事業の利用者と申しますのは、チェックリストでのということによろしいですか。それとも全体としてよろしいですかね。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 全体とチェックリストのみによるものと、2種類お願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 まず、全体としての総合事業の利用者でございますが、令和元年度の実績になります。こちら、月ごとの延べ人数としまして、訪問相当で1,924件、通所で537件、ケアマネジメントで1,081件の利用となっております。あと、チェックリストでの利用者というのは、今現在4人となっております。

松尾委員長 よろしいですか。他の委員さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第54号は、本委員会において可決されました。

議案第57号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

松尾委員長 質疑ございませんか。委員の皆さん、ないですね。

それでは中原副委員長。

中原副委員長 今回2種類の事柄が変わるということで、提案に至っていると理解しています。それで、1点目の精神病床への入院に係る給付を大阪府の福祉医療助成制度の対象に入れるということで、これは私も従前から求めてきたことでありますし、要望の高いものでありましたから、前向きな対応をなされたのだと評価したいと思います。

それでお聞きしたいのは、2点目の住所地特例の問題なのです。これ私、何かいつもよく分からないのですが、一応事前にも聞いたのですが、自宅に帰って考えたら、またよく分からなくなったことが出てきて、お尋ねします。

概要をつけていただいておりますので、その大きな2番の(2)のところ、住所地特例については説明が書かれています。それで、その中で「転院等をした場合、国民健康保険と異なる市町村が実施主体となる場合があることから」ということが書かれていて、具体的にどうなのかということをお聞きしたいと思うのですが、ご自身の家に、元々お住まいだった方が病院等に入院をされた。また、入所されたということがあったとして、さらに転院された場合、その時給付どうか、保険の実施主体がどこになるのかということをお聞きしたいのです。

それは、元々お住まいだった住所地と、1回目に入院や入所をされた住所地と、また、転院された住所地が全て異なる場合、どうなるのかということをお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

住所地特例の実際の具体例というところでございますが、具体例を基に説明させていただきます。

A市、B市、C市と仮にあるという形でお考えいただいたら結構だと思うんですが、まず、A市にご自分のご自宅があるという想定で、A市におられて、どこにも入所しておられなければ、当然A市が実施主体になるというところがございます。その方が例えば、B市のある施設に入所、入院された場合につきましては、住所地特例が適用されまして、住民票はB市にあるんですけれども、実施主体としては、もともとの自宅のA市が実施主体になるという形になりまして、これは今までの制度も同じでございます。

今回改正しましたのは、転院ということが入っていますので、その方がB市の施設から、また別のC市の施設に移られた場合につきましては、従来の福祉医療助成の制度では、C市の直前の住所のB市が実施主体になっていたということになります。

ただ、国民健康保険では、もともとのご自宅のあるA市が実施主体になるということで、国民健康保険の制度と福祉医療制度が、少し取扱が違うということになっておりましたのを今回の改正で、国民健康保険に合わせた形になりますので、そのB市からC市に施設が移された場合は、もともとのA市のほうが実施主体になるという形に、今回の改正でなるということでございます。

ただ、この福祉医療制度につきましては、大阪府の制度でございますので、府外の施設に行かれた場合には、この制度は適用されないということになりますので、あくまで大阪府内での市町村内の移動ということになります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 大阪府外、都道府県をまたぐ転院とかそういうことになった場合、今、話を聞いていても、すごく不合理というか、何か変だと思って聞いていたので、今回のように変えることはいいと思うのですけれども、あまり件数は多くはないのかもしれませんが、都道府県をまたぐ場合の検討というか、そういうことは全くなされていないものなのですか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 この福祉医療助成制度というのは、今現在は各都道府県が、それぞれで医療助成の制度をつくって、府下、県内、都道府県下の市町村でやっている事業でござ

ざいまして、それぞれの都道府県同士での調整が恐らく必要になってくるのでは  
と思われま。

それを検討しているかどうかにつきましては、すみません、私ども情報のほう  
頂いておりませんので、その辺はまた確認させていただきたいと思。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

他の委員さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号「福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条  
例の制定について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「岬町手数料条例の一部改正について」を議題としま。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略し  
たいと思。

(「はい」の声あり)

松尾委員長 質疑ございませんか。委員の皆さん、ないですか。

それでは副委員長、どうぞ。

中原副委員長 今回の提案としては、通知カードの再交付をもうしないようになるという  
ことで、これは、元々通知カードの再交付がされる場合、1件につき500円と  
いう負担がかかっていたという問題もありますし、それに代わって今度、個人番  
号の通知書が発行されるということのようですけれども、この個人番号の通知書

を受け取るために、特に個人の負担がないのかということと、それから、この改定の、国の改定によるものですが、それを受けて市町村で具体化をしたということですが、この改定でマイナンバーカードの普及の促進を図ろうというのが一番中心的な狙いであるわけですね。それで今回のこの改定が、なぜ普及促進につながるのかというのが、素朴な疑問でよく分かりませんので、教えてくださいと思います。

それから、念のため、現時点での個人番号カード、マイナンバーカードの発行数についてもお聞かせくださいと思います。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 中原副委員長のご質問にお答えいたします。

通知カードの廃止後に、マイナンバーの通知方法として、個人番号の通知書が送付されます。出生等により新たに個人番号が付番された場合は、自動的に通知されますので、個人のご負担はございません。

2つ目に、マイナンバーカードの普及促進につながるのとはなぜかということなんですけれども、やはり今までは、通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できましたが、通知カードの廃止に伴いまして、住民票と一致しない場合は、その個人番号通知書がマイナンバーを証明する書類としては使用できなくなりました。マイナンバーを証明する書類としては、マイナンバーカードを取得するか、マイナンバーが記載された住民票の写しを取得するなどの方法となります。それでマイナンバーカードの普及促進をしていこうという、国の施策というふうに考えております。

現在のマイナンバーの発行数なんですけれども、8月23日現在、岬町では、3,578枚、交付率では22.9%でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは、普及促進につながる理由についてご説明をいただきました。国が行っていることなので市町村としては、決められたとおりにするしかないということだと思いますけれども、何かやり方がね、私ね、すごくこそくだなと率直に思います。というのが、元々は通知カードを作っていて、そこにもものすごいお金をかけてきたわけです。それなのに、それをやめてしまう。さらに、マイナンバーを証明しようと思ったら通知カードでは駄目と勝手に決めて、マイナンバーカ

ードそのものを作らせる、それをてこにするというね。非常にこれは、私は、もう一方で、国が非常に焦っているというか、マイナンバーカードの普及が、思ったとおりに進んでいないということが一方でありますので、私からすると、こそくだなと思うやり方をしていると思っています。

感想にとどめたいと思いますけれど、事務についてはご苦勞もなさっていることと思いますので、ただ、個人情報の漏えいとかそういうことにつながらないように、厳正な事務を進めていただきたいと要望するにとどめたいと思います。

松尾委員長 他の委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

それでは中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 岬町には何の文句もないとまでは言いませんけれど、この改定についても、様々な事務についても、マイナンバーカードに関わるものについては国政上で決められて、それが自動的に市町村で実行しなければならないということですから、岬町に対して文句を言うわけではありませんが、先ほど申し上げてきたとおり、莫大な費用をかけてやってきたことを一方的に廃止する。さらに、マイナンバーカードを作らざるを得ないような状況に住民を追い込んでいくという、そういうやり方に対して、私は非常に問題を感じますので、この件については、賛同しかねる立場であります。

松尾委員長 賛成の方はいらっしゃいますか。賛成で討論される方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、これで討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号「岬町手数料条例の一部改正について」原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)



松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

松尾委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページ～11ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員、どうぞ。

奥野委員 3点お聞きします。

委員会資料5ページの14使用料及び手数料の保育所保険料(滞納分)です。

この分で159万8,900円が未済になっておりますけれども、これは何年分の滞納分であるのか。今後、何か対処方法を考えられているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

その少し下の墓地使用料171万5,000円。これは何基分か、その内訳をお願いしたいと思います。

それと、最後の辺りで10ページです。委員会資料10ページの雑入ですね。ペットボトル売払代金111万7,681円。これはどれぐらいの数量であるのか、お教えいただきたいと思います。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

収入未済額の159万8,900円の内訳ですが、13人、8世帯ということになります。一番古い方では平成15年から滞納されています。それで滞納者の方にお支払いいただく方法なんですけれど、児童手当の支給時に、そこの中から返していただくとか、あと、保険年金課のコールセンターのほうに依頼しているとか、そういった方法により回収方法を考えております。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 2点目の墓地使用料の内訳ですが、7基分となります。

3点目のペットボトルの売払数量ですが、2万3,070キログラムです。

松尾委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員。

奥野委員 1点目の今の滞納の分ですけれども、もう5年前からということですかね。2015年からということですかね。平成15年ということは、もう17年、17年だったらもう保育所を出て、成人されているかと思えますけれども、今まで、これはずっと、この金額は、多少は減っているのでしょうかけれども、もうどうにかしないとね、そのままずっと数字だけ残ってくることになると思えますし、逆に本人が成人になったら、本人から頂くとかそんなことはできないのか。あと駄目なら、もう欠損で落とすとか、その辺の対処をしないといけないと思えますけれども、いかがですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 平成15年からの方については、確かに難しいところですが、何らかの事情説明した上で、回収できるように根気強く対応していきたいと考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 基本的に、こういう欠損にするための基準的なものというのはないのでしょうか。何かその定めたものはないのですか。何年以上だったら欠損にするとか、そういう決められたものは、ないということですね。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 債権管理条例に基づきまして不納欠損する場合がございます。公債権、私債権、それぞれ対応するのが異なりますが、保育料につきましては、不納欠損するとなれば、債権放棄することになりますので十分慎重に、しっかり対応した上で、手続していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 この件に関しては、毎年というか、何か督促的なものは当然なされているのですよね。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 はい。督促は行っております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 何度もすみません。年1回ぐらいで、もうあとは置いているとか、そんなことはないのですか。どんな感じでなされていますか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 定期的にコンタクトをとりまして、先ほど申し上げましたように、保険年金課のほうのコールセンターのほうに依頼したりしまして、連絡をとるようにはしております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 色々とおもうかと思いますが、定期的にやっていただいているということですので、よろしく願いしておきます。

松尾委員長 要望でいいですか。他の委員さん、質疑ございませんか。

なければ副委員長。

中原副委員長 委員会資料5ページの真ん中より少し上の辺りで、一時預かり事業保護者負担金という項目がありまして、その利用実績をお聞きしたいと思います。

昨年度とその前年度の利用実績、人数をお聞きしたいと思います。

ちなみに、これは一時預かり事業といいますが、色々なところで一時預かりのようなことはなされていますが、子育て支援センターでの一時預かり事業ということではいかどうか、それについても念のため確認をさせてください。

もう一点、聞いておいてもいいですか、すみません。

松尾委員長 どうぞ。

中原副委員長 同じページにコミュニティバスの運賃というのが設けられております。昨年度の利用者数、乗車数をお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

一時預かりの令和元年度の延べ利用者数は279名です。平成30年度の延べ利用者数は310人です。これは先ほど副委員長が言われましたように、子育て支援センターでの一時預かりということになります。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 コミュニティバスの乗車人数ですが、令和元年度におきましては、12万9,969人となります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 一時預かり事業について、もう少しお尋ねするのですが、予算の時に立てておられた金額としては、昨年度予算ですね。20万7,000円だったのですね。それが決算としては39万2,800円ということで、これは、元々予算に見込んでいた人数が、利用よりも多かったということになるのかと思って見比べていたのですが、先ほどお聞きした実績からすると昨年度、一昨年度、昨年度のほうが少し、人数としては減っているのです。

ですので、これをどう見るかという問題で、利用者の人数だけに関わらないとか、1人の子どもが1日利用するというケースもあるでしょうし、半日利用もあるし、また、年齢によっても利用料金に違いがあるので、その辺りを総合して、結果的にどう見るべきかと。利用者数が増えていると考えたらいいのか、横ばいということなのか、利用者数は減っているということなのか、その辺り、総合的に見るとどうなるのかと考えているのですが、どうなのでしょうね。

委員長、これは少し時間が必要な問題だと思うので、また個別にお聞きしたいと思います。利用者数としては、そんなにくんと減っているという状況ではないというように、一昨年度から昨年度を見た場合に、そうかなとは思っていて、何か利用の金額が増えているのかと思っていたので、またその辺りの実態については、個別に教えていただくようにしたいと思います。

松尾委員長 答えられるそうです。松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 すみません、先ほどですね、一時預かりの延べ利用者数ですが、平成30年度310人ということで申し上げたのですが、273人ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。延べ利用人数については微増ということかと思います。

利用の時間が長かったり、あとは年齢の低い子どもの利用が、もしかしたら増えているのかとか色々思いますけれども、また中身については改めてお聞きする機会があれば、言及したいと思います。この場では結構です。

コミュニティバスの乗車数で、昨年度お答えいただきましたが、一昨年度分もお聞きしたいと思います。

それから、次のページの清掃手数料のごみの排出量についてお尋ねをしたいと

思います。ごみは、色々な種類がありますので、一概に排出量が増えている、減っているというのは、総合的には答えにくいこととは思うのですが、ごみの排出量の傾向等があればお聞きしたいと。以前から問題になっているという言い方は何ですけれども、課題の一つとなっているのは事業系ごみだと思っているのですが、全体としては、ごみの排出量は、減らすことができていると認識しているのですが、ごみの排出量の傾向等についてお聞きできればと思います。

それから、ごみに関わっては、この清掃手数料の中の2つ目の一般廃棄物許可手数料、この事業内容について、この機会にお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 1点目のコミュニティバスの乗車人数ですが、平成30年度は13万654人です。

2点目のごみの排出量につきましては、ほぼ横ばい状況で来てますが、この3月ですね、コロナの影響によりまして、家庭におられる方が多かったように思うんです。そのため3月に関しまして、ごみの量が増えておりますので、平成30年度と令和元年度を比べてみますと、家庭系のごみでいうと、若干上がっております。事業系のごみにつきましては、若干減少しております。

続きまして、3点目の一般廃棄物許可手数料につきましては、これは2か年に1回、一般廃棄物の収集運搬の許可申請というのを行ってまして、その許可手数料分が歳入として上がってきているものです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 最後にお答えいただいた許可手数料のことなのですが、2か年に1回、これは必ず、義務的なものになるのかと今聞いていて思ったのですが、私がなぜ聞いたのかと言いますと、今回は決算ですけれど、この予算が提案された時に、この費目が見当たらなかったのです。それで義務的な経費であるのならば、2か年に1回ということで必ず実施するということで、きちんと予算書にも書いてしかるべきと思ったのですが、書いていたけど、私が見落としたのか、確認しますが、そういう素朴な疑問です。

松尾委員長 少し時間がかかるようですので、他に委員さん。

竹原委員。

竹原委員 1点、確認させていただきたい件がありました。委員会資料11ページです。

歳入の中でも収入未済額が上がっているひとり親医療費返還金、これについて、なぜこのような額が上がってくるのかという理由ですか、途中で何か制度が変更になってお金を返してもらわないといけないということになったのかどうかを確認させてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 こちらについては、非常にレアなケースなのですが、平成29年12月に夫と妻がいまして、妻が、親権者を母と定めて離婚届を岬町役場に提出され、受理されたわけでございます。後日、夫が来庁し、妻が勝手に離婚届を提出したと主張しまして、町では審査して書類が整っていれば受理することになりますので、もし、妻が勝手に提出したものであれば裁判所に申し立てるように住民課のほうから案内させていただきました。

それで、令和元年7月に離婚無効の裁判が確定しまして、令和元年8月に岬町役場に提出離婚が無効になったため、その間のひとり親家庭医療費を返還してもらう必要が生じました。経過としては、以上です。

月に3,500円ずつの納付してもらうように誓約書を交わしております。納付書につきましては毎月送付しております。

松尾委員長 よろしいですか。

辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 先ほどの中原副委員長の一般廃棄物の歳入で上がってなかったのではないかということなのですが、要求漏れをしておりました。

どうもすみません。今後は適正に事務を行います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 どうして、こういうことが起こるのでしょうか。人が足りないからなのでしょう。私はね、あなた方が一生懸命、予算も組んで支出したことについても、きちんと計算をして、私達に、こうして議案を配付されていると思っているわけです。思っているというか、そうされているでしょう。これは辻里副理事だけに言うものではないのですけれどね。こういう漏れがあったりとか、軽微なことかもしれないかもしれませんが、ミスのない事務を、ぜひ掛けていただきたい。心掛けてしておられるのだらうと思うのですけれどね。

分かりましたよ。こういうことのないようにしてくださいよ。よろしくお願

したいと思います。

引き続きお尋ねします。何かもう間が抜けます。同じく委員会資料の6ページの民生費手数料、節1社会福祉費手数料に関わってお尋ねします。

指定居宅サービス事業者等指定手数料の内容についてお聞きしたいと思います。予算と調定額との間に乖離があるのですが、この理由等について説明をいただきたいと思います。

それだけ、まずいきましょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えします。

こちらの指定居宅サービス事業者等手数料、令和元年度でいいますと8万5,000円の収入ということですが、こちらにつきましては、まず、業務としましては、本来、大阪府の業務でありまして、それを事務委譲、権限委譲を受けておりまして、岬町で行っているんですけども、実際、業務としましては泉佐野以南の3市3町で広域福祉課ということで、広域で事務処理を行っておりまして、そちらの広域福祉課のほうで業務をやっておるものになります。

こちらの手数料の内容としましては、介護保険法に基づく事業者の指定等の事務に係る手数料ということになりまして、まず、新規指定の場合が3万5,000円、更新の場合が1万円という手数料になっております。

今回、令和元年度につきましては、新規申請が1件、更新が5件ということで、新規が1件が3万5,000円、更新が5件ですので1万円掛ける5の5万円ということで8万5,000円の手数料の収入となっております。

予算との乖離につきましては、更新につきましては大体つかめるんですが、新規につきましては、予想がしがたいというところもありますので、実際、実績に応じた決算になってくるということで、予算のほうは、あくまで見込みの段階になっていますので、予算との乖離は、ある程度出てくるものと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 予算との乖離を、そんなに問題視しているわけではないのですけれど、この指定事務、これ特に更新でしたかね、何年か前に負担が、事業所としては増やされたといういきさつもあったかと思っていまして、居宅サービスの事業所が減っているのかと、少し不安になったのです。以前からヘルパー不足であるとか、

岬町でも実際に起こってきていましたから、そのあたりが気になって、予算でとっていた金額よりも随分、調定額が少ないのでね、大丈夫かなというように、少し不安に思ったということでお聞きしたのです。

担当課のほうで、そのヘルパー不足であるとか、そういったことについて何か事業所との関係で、お聞きになったりしていることはありませんでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 介護の従事者の不足の問題といたしますか、介護人材の確保といたしますのは、これは岬町だけでなく、全国的な問題として国も動いている問題でございます。大阪府下としましては、介護人材の確保に関する広域的な会議も含めて、いろいろ検討して、いろんな事業を取組を行っているところでございます。岬町内としましては、事業所からのお声としましては、すぐに足りないというような声を直接聞くようなことがあまりない状況でございます。

実際、外国人の方とかが、そういった現場に入られてやったりとかもすることもあるということで聞いておるところでございます。岬町におきましては、今現在、そういった介護人材不足といたしますか、逼迫した状況というのは、声は聞いてない状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、お聞きしたとおりなのだろうと思うのですが、また、よく事業所とも、そういった観点からも実態がどうかについては、つかむ努力をしていただきたいと思います。というのは以前からお聞きしているのは、利用者が、例えば、この曜日の午前中に来てほしいという希望を言ったときに、午前中は、ごめんなさい、人がいません。午後にしてくださいというような、利用者の希望にかなうような人員配置ができないという状況は以前からお聞きしているのです。それは利用者が、日程を変えてくれたから、介護人材の不足が生じていないだけのことで、生じているのですよ、そういう意味ではね。希望どおりに配置ができない。派遣ができないということですので。

そういうこと、他の地域と比べたら岬町は、まだ、何とか対応できているということかと思えますけれど。事業所としても、そういった苦労があるのかとも思いますし、利用者にとっては、非常に生活を支えることに関わってきたりもしますから、そのあたりについては、また、担当者として実態がどうあるかというこ



とについては、少し念頭に置いて、事業所との意見交換等を、機会があればお聞きしておいていただきたいなど。その上で何か必要な対策があるとするならば、なかなか岬町を個別でというのは難しい問題であるとは思いますが、ぜひ検討も進めていただきたいと思います、要望しておきたいと思います。

松尾委員長 よろしいですか、中原副委員長、質問は。

中原副委員長 いえ、他のところはあるのだけれど。

松尾委員長 他の委員さんで、この歳入について質疑ございませんか。

それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 委員会資料8ページの真ん中より少し下のあたり、節2 老人福祉費補助金、老人医療助成事業費補助金に関わってお尋ねします。

これは大阪府の福祉医療制度に関わる補助金だと思いますけれども、予算のときも一定減少するであろうということは当然、想定して一定の予算どりをされたかと思うのですが、調定額が予算よりも随分少ない状況になっておりまして、予算の時は463万3,000円だったのが、調定額としては196万何がしということになっておりまして、これは想定を超えて少なくなったということなのか、予算の時は、なかなか大変だったということもあって、想定が十分できなかったということなのか、そのあたりについて、お聞きしておきたいと思います。

それから、9ページの一番下の石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査委託金、これについて、事業内容をお聞きしたいということ、これは年度途中で出てきた事業であったのか、予算書ではどこか探せませんでしたので、その辺の事情も何かあったのであればお聞きしたいと思います。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 1点目の老人医療のほうですが、予算編成時におきましては、過去の医療費等々から、どのくらいというふうに予測を立てて予算を編成するのですが、前年度につきましては、当初見込みよりもはるかに医療費のほうが増減したというのが現状でございます。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員の質問にお答えいたします。

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の委託金ですが、こちらにつきましては、年度途中、大阪府と、こちらのほうですね、もともと事業の内容につきまし

ては、平成18年から26年は大阪府が環境省の委託を受けて石綿のリスク調査という形で住民の方の問診、胸部のCT、胸部X線等の検査を行い、データを収集にして、一定調査を行っていたものです。

平成27年から31年度につきましても、大阪府が環境省から委託を受け石綿の検診の事業化に伴う課題整理のため調査を行っておりました。このときに岬町は大阪府のほうから委託を受けて試行調査の問診であるとか、検査の調整等をさせていただいていたものです。

当初予算のときにつきましては、この施行調査の内容等が詳細に、なかなか決まらず、いつも年度途中で実際の事業化を行って対応しているものです。岬町につきましては、平成30年度につきましても9名の方ですね。内容としましては、大阪府のほうから、この事業に係る案内結果の通知等の役務費が委託金として歳入になっておりますので、そちらのほうで5,698円ですね、令和元年度につきましても、申し訳ないです。令和元年度のデータをすみません。持ってきてなくて、失礼しますが、数名の方に、この石綿の調査を受けるかどうかということでご案内をして、そのための郵送費等を大阪府のほうに申請して、委託金として受け取っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 老人医療費助成事業に関わっては、実際の医療費、給付費と言うべきか、それが少なかったということによるものと分かりました。

それから、後でお答えいただいた、「いしわた」というのですか、何か私、いつも「せきめん」と言うのだけれど、ばく露者の健康管理に係る試行調査委託金ということで、これは少し気がかりなのが、大阪府が元々直接行っていたものを、市町村の事務にということで、言い方が悪いかしれませんが、市町村に押しつけてきているのと違うのかなというのを、私は前から思っていたのです。そこは、どうなのですかと聞いて、答えにくいな。お聞きするのはやめておきます。

すみません。この事業は、もともと大阪府が責任を持ってきちんと健康調査を行うということだったのですけれど、それが徐々に市町村に色々な事務を押しつけてきているというように、私は見ておりますので、必要なことがあるとするならば、大阪府がきちんと、あなた方でやってくださいよということは、市町村として声を上げるべきだと思いますので、その意見のみ、この場でお伝えしておき

たいと思います。

それから、委員会資料10ページの款21諸収入の中で、ちょうど真ん中より少し上あたりに生活環境課の停電による電気料金返納金というのがあるのですが、これをご説明いただきたいというのが1点と。

資料11ページの、先ほど竹原委員からお尋ねのあった、ひとり親医療返還金の問題についてもお聞きしたいと思います。

今いきさつについては、非常にレアなケースでということで、本当にこんなことがあるのだなという感じでお聞きしておりましたが、おっしゃるように、離婚届が受理されて看護者が一人になったので、ひとり親医療の対象者になったということだったのだけれども、離婚が無効になったということで、そのひとり親家庭だと思っていた期間の分の医療費を返してくださいということなのだと思いますが、そうであるならば、例えば、この費用を子ども医療費に振り替えるとか、そういうことはできないのか、意味分かりますか。

要は、ひとり親家庭の状況にあったから、ひとり親医療を使っていたのだけれど、制度としてはね、利用していたのだけれど、ひとり親じゃないという裁判の結果が出たということは、ひとり親ではないけれど、何らかの医療費助成の制度を利用しようと思ったら、その期間は、例えば、子どもの年齢、分かりませんが、子ども医療の対象になるならば、その期間の費用を子ども医療費の助成として適用するということができないものなのではないでしょうか。何か私、今ややこしいことを言っていますけれど、すみません。という疑問です。

それから、もう1点、同和更生資金償還金についてお尋ねします。この償還金については、私が何度言っても予算化されません。それで決算にだけ出てきます。何にでも計画があつて、それに基づいて執行していくというのがあるべき姿だと思いますので、ぜひ予算時にも見通しを持って臨んでいただきたいと思いますが、現在の状況の残債の総額と、それから人数と昨年度の決算が出ておりますので、昨年度は、どういう償還の見通しを元々持っていて、どんな取組をなされて、この結果を生んだのかということをお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 1点目の停電による電気料金返納金ですが、これにつきましては、台風や豪雨、雷などの原因により、停電が1時間以上継続した場合は、電

気料金の割引が実施されます。深日火葬場を撤去したことに伴い、深日火葬場の街灯の使用分の電気を止めました。それにより毎月、割引として引き切れなかった料金が返納金として還付されたものです。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、ひとり親家庭医療費から子ども医療費に振り替えることはできないのかというご質問なのですが、一部振り替えることも可能な場合があるというふう  
に認識しております。ただ、詳細につきましては、その辺の調整がとれておりま  
せんので、本人と調整の上、その辺について今後、決めていきたいと考えており  
ます。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 同和更生資金の件につきまして、ご回答させていただきます。まず、令和元  
年度の収入としましては1万2,000円入っております、こちらにつきましては、  
残債権が全部で9件ございます。そのうち1件につきましては何とか分納  
でお支払いいただけるということでございますので、そちらのほうを令和元年度  
につきましては1万2,000円入れていただいたということでございます。残  
りの8件につきましては、実態調査等を過去にやっておるんですが、相続人の方  
が、もう既に相続を放棄しているとか、時効の援用を訴えているとかいう形で、  
なかなか回収のほう難しいのではないかと考えておる債権でございます。

金額につきましては、収入未収済額に上がっております160万1,790円  
というのが残債権、9件の金額となっております。

あと予算に載せてないということにつきましては、実際、入れていただく予定  
が、分納誓約していただいている方のみとなりますので、ここ2年ぐらい収入が  
なかったということもございまして、予算のほうは、載せることができなかつた  
んですけども、今後につきまして計画予定に基づいて予算を計上させていただき  
たいと思っております。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 先ほどの補足説明させていただきますと、ひとり親家庭医療  
につきましては、親の分と子どもの分がございまして、子どもの分というのは確  
かに振り替えることはできるのですが、親の分ができませんので、既に子どもの

分は振替済みということでお支払いいただいている状況でございます。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 先ほどの同和更生資金の件で、追加させていただきます。残債権160万1,790円のうち分納誓約いただいている分以外につきましては、なかなか回収が難しいというところで、うちのほうも不納欠損等の処理を考えてはいるんですが、この同和更生資金につきましては半分、2分の1が大阪府の資金となっておりますことから、町単独で、なかなか欠損処理をするのが難しい状況になっておりまして、今後、大阪府と協議しながら処理ができる時期を見定めていきたいなと考えております。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 分かりました。

松尾委員長 そうしましたら、引き続きなしでよろしいですね。

南課長。

南福祉課長 先ほど率のほうを言い間違えておりました。訂正させていただきたいと思えます。

同和更生資金の大阪府の比率が2分の1と申し上げましたが、正確には3分の2で、町が3分の1でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

松尾委員長 それでは、これで質疑なしと認めたいと思います。

これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧ください。

まず、総務費に入ります。決算書80ページ、81ページの目6交通安全対策事業費、そして、92ページから95ページの項3戸籍住民基本台帳票をご覧ください。

質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点、お聞きします。決算書の81ページですね。駐輪場用地借上料の件で、参考にお聞きしたいのですけれども、これは駅前の駐輪場の各駅の借地料という

ことで、南海にお支払いしている分ですけれども、参考にお聞きしておきたいのですが、この令和2年3月末で町の用地に、一部なったところもあるかと思えます。みさき公園に絡んでですけれども、2か所、東側と西側あると思うのですが、町の分になるのであれば、その分、減額になってくると思うので、その辺を、どうなっていますか。2か所、町有地になるのであれば、その辺だけ確認したいです。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 駐輪場用地の借上料ですが、この中にみさき公園のセブンイレブン側の駐輪場は、元から無料として扱っておりますので、この中では関係ありません。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 料金ことは分かりましたが、2か所、どちらかはもう町有地に、セブンイレブン側は町有地になっているということですか、そう理解すればいいのですかね。今回。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 セブンイレブン側の駐輪場の用地につきましては、岬町となっております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 じゃあ東側の大阪側というのですかね、あそこは、もうずっと南海の土地で町がお借りするという形で理解しておけばいいのですね。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 あいクリニック側の駐輪場につきましては、この駐輪場の借地料の中に入っております。セブンイレブン側の駐輪場につきましては、もともと無料となっております。

松尾委員長 よろしいですか、奥野委員。

奥野委員 はい。

松尾委員長 ほかに質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 決算書95ページで2点ほどお聞きしたいのですが、節14使用料及び賃借料、戸籍電算化システムリース料として計上されています。これシステムのリース料だから、使っている分のリース料だと思うのですが、金額が前年と比べると、

少し多いのかなと、倍ぐらいになっているかと思うのですが、何か内容が変わったのか、それをお聞きしたい。それが1点と。

それから、その下の節19負担金、補助及び交付金、それから個人番号カード関連事務費負担金として、これも少しその事務費として負担が増えているように思うのですが、これはマイナンバーカードだと思うのですが、そのカードの発行枚数が増えてきたので、その事務負担が増えてきて増額になっているのか、その辺の内容をお聞きしたいと思います。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 ご質問にお答えいたします。

まず、戸籍電算化システムのリース料ですが、システムのリプレイスに伴う支払いが発生しております。平成30年度の決算は6か月分で支出しておりますけれども、平成31年度については1年分ということで、半年分の差がございました。それで増えたということになります。

それから、個人番号カード関連事務費負担金、これにつきましては、おっしゃるようにマイナンバーカードの作成等に係る費用に伴います地方公共団体情報システム機構、J-LISへの負担金となりますので、交付枚数が増えることによりまして増額となっております。これはまた、歳入のほうで、全額入ってきますので、J-LISに、そのままお支払いするということになります。

松尾委員長 他に委員の皆さん、質疑ございませんか。ないようですね。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 決算書の80、81ページ、私からも駐輪場の借上料に関わってお尋ねしたいと思います。以前からみさき公園駅のあいクリニック側、畑山線側の駐輪場からバイクや自転車がはみ出していて、通行人に危険があるといったことや、整理整頓といいますか、駐輪場の中も利用しやすいようにということが必要な状況であることはお伝えしてきたとおりで、これまでも様々な努力をされてきたと理解はしています。

昨年度についても、その駐輪場の管理の問題で何か努力されたことがあれば、お聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原委員おっしゃるとおり、現在の駐輪場の拡幅とか、ある

いは新たな駐輪場を設けるとか、近隣に用地がないため、いずれも難しい状況となっております。そのため定期的に駐輪場内の整理を行い、駐輪場スペースの確保を図っているところです。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長。

中原副委員長 今、定期的にとお聞きしました。どれぐらいの定期的なのか、お聞きしたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 2週間に1回は臨時職員の方に行ってもらっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 思ったより頻度が高いです。大変だと思いますけれども、本来は南海電鉄が自らの責任で行うべきことだと思いますが、岬町としては非常に努力されると、利用者の方の利便性であるとか、あとは利用に当たっての安全の確保ということで、努力されていることが分かりました。大変だと思いますけれども、引き続き努力をいただきたいと思います。結構です。

松尾委員長 他の委員の皆さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の104ページから131ページをご覧ください。ただし、116ページから119ページの目9文化センター費は、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 ここでも2点ほどお聞きします。決算書の119ページの目1児童福祉総務費の節8報償費、ここに児童虐待防止アドバイザー報償費とあります。これも内容を、少し詳しくお聞きしたいのと。これも少し金額が上がっているように思うのですが、その内容に応じて金額が上がっているのかと思うのですが、詳細の説明をお願いしたいというのが1点と。



1 2 3 ページ、節 1 4 使用料及び賃借料、携帯メール連絡網使用料とあるのですが、この携帯メール連絡網というのは、何のことなのかと思うのですが、その 2 点の説明をお願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、児童虐待防止アドバイザー報償費 7 2 万円でございますが、昨年度が、その半額の 3 6 万円ということでございましたが、最近、児童虐待の件数が増えておりまして、令和元年度につきましては、その倍額の予算を計上させていただいています。

この児童虐待防止アドバイザーといいますのは、児童虐待困難事案への助言とか、要保護児童、要支援児童、特定妊婦への支援に関する進捗状況、管理への助言をいただいたりするアドバイザーでございます。

2 点目の携帯メール連絡網でございますが、これは緊急メールの連絡網でございます。それをマ・メールといいます。保護者がマ・メールにメールアドレス登録をしていただくことによって、保育所から緊急時の連絡を一斉に送信することもできますし、開封確認もできるシステムとなっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 児童虐待防止法アドバイザーですけれども、これは、そういうような事案が起きてからということ、事案が起きた時に、このアドバイザーにアドバイスを受けるということではないのですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 事案が起きたとき以外にも今まで継続しております要保護・要支援児童についての定期的な進捗状況の報告であるとか、要支援児童・要保護児童の要保護から要支援、また、要支援の必要性がないとかいう判断についての助言もいただいております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その件、そうしたら、もう結構です。保育所のメールというのは、保護者で、これは 3 保育所で、町一本で、そのメールというのを、何かやっていて、保護者がそれに参加するかしないかは自由となっているのですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 基本、参加する、参加しないはご自由ですが、ほとんどの方には参加されているというふうには確認しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 小学校では、PTAのほうで、学校からの一斉メールとか、そういうのをやっていたりしているところがあると思うのですが、その運用の費用なんか、みんなPTAで賄っているところもあると思うのですよね。それを、これは同じようなイメージのものを町としてやっているというイメージで捉えたらいいのですかね。そんな感じでいいのですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 坂原委員の言われるとおりでございます。

松尾委員長 他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

道工委員。

道工委員 ちょっと2、3件、お願いします。確認ですけれども、決算書の107ページの負担金、補助及び交付金のところで、予算では遺族会の補助金12万6,000円があったのと、それから、成年後見人制度の支援事業補助金もあったものが、なくなっているのですが、この補助金は、執行しなかったのかどうか、まず1点目、聞かせてください。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 道工委員のご質問にお答えします。

負担金及び交付金の中で、遺族会補助金が、当初予算に計上されておまして、決算では上がってないということでございます。

まず、こちらの補助金につきましては、岬町の遺族会さんが、大阪府の遺族会から脱退したと、昨年度ということで、その大阪府の遺族会にお支払いする負担金がなくなったということで、補助金につきましては、主に、そういったものに使っていたということで、実際、補助金が要らなくなったということでありましたので、昨年度は補助金の請求がなかったということで、こちらの決算書のほうには執行額として上がってないという状況でございます。

もう1点が成年後見制度利用支援事業補助金、こちらにつきましてもですね、予算としては33万6,000円上がっておるんですけども、決算書はゼロということで、こちらにつきましては、実際、成年後見人の利用支援制度を使う方が

いなかったということで、実績がゼロということで決算額としては上がってない状況になっております。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 成年後見人、分かりました。遺族会のほうのね、これ遺族会の補助金は、大阪府から脱退したからといって、もう岬町の遺族会は活動していないのですか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 岬町の遺族会としての活動はしてないということはないんですが、岬町の遺族会に確認したところ、請求をしなかったというところで聞いております。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 ということは、町のほうに補助金申請をしなかったという理解でいいわけですね。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 はい、そのようにご理解いただけたら結構だと思います。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 補助金ですからね、やはりもう少し指導をしてあげてもらわないといけないと思うのですよ。府の遺族会を脱退したからといって、このお金、12万6,000円が全て府の遺族会の会費として払う分か、額は分かりませんが、その辺の、もう少し指導をしてあげてもらわないと、遺族会自身も全くお金がないというように聞いているし、その辺、手厚い指導を一つお願いをしておきたいと思えます。

それから、もう1点ね、同じようなことなのですけどね、111ページの、これも負担金、補助及び交付金のところで、社団福祉法人の利用料減免事業補助金、金額7万円ですけども、当初予算であったものがなくなっていますよね。これも全くこの事業をしなかったからということで、執行しなかったのかどうかという確認をさせてください。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 社会福祉法人利用料減免事業補助金ということで、こちらにつきましても、予算のほう上がっているんですけども、決算としては上がってないというところですけども、こちらにつきましても、道工委員おっしゃるとおり、利用実績がなかったというところで決算としては上がっていない状況でございます。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 3事業とも同じ考え方なのですけれどね、私の捉え方とすれば、当初予算に科目があるのであれば、この科目を上げておいていただいて、執行額がゼロという形での表示をすべきだと思うのですけれどね。予算と決算というのは、そういうものだと思うのです。なかったからこの科目、消えてしまったというのは、ちょっといかなものかと思えますから、その辺は今後、検討していただいて、要望だけしておきます。

松尾委員長 要望をお願いします。

他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 123ページですね、保育所のところで工事請負費、真ん中より下のほうですね、保育所改修工事、中身について、どんなものだったのか忘れてしまったので、お願いします。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 保育所改修工事79万7,540円の中身でございますが、子育て支援センターカーポート設置工事が28万800円、淡輪保育所インターホン改修工事が36万7,740円、深日保育所アンテナ工事が14万9,000円、合計79万7,540円でございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 深日保育所並びに淡輪保育所と言ったら、まだ小学校に併設して新しいのですけれども、子育て支援センターなり、淡輪保育所、結構老朽化が進んでいると思います。

特に淡輪保育所においては、私が知る限り、私が小学校2年生ぐらいの時にできたのか、もう少し前かと思っておりまして、抜本的な計画というのが必要ではないのかと。もう40年近くになってくるのではないかなと思うのですが、そういう計画というのは長寿命化対策なりも検討していただいているのかどうかだけ、確認させてください。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 竹原委員の質問にお答えさせていただきます。

淡輪保育所につきましては、確かにあちらこちら雨漏りであるとか、今回の非

常階段の踊り場であるとか、そういったところ、老朽化が非常に進んでいるところでございますが、抜本的な改革は必要ではあります、具体的に、何年にどこどこを直すといった計画は今のところ、詳細なところは立てておりませんが、その辺については今後、進めていくべきだというふうには考えております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 町内の保育所なり、子どもの子育てに関する中で、やはり一番利用率の高い淡輪保育所においてですね、何か検討していただければ、いざ何かあった時に、どこにも行くところがないというようになってしまいますのでね。

こんな決算の時にしか言えないと思うのですけれどね、やはり保育所の前の駐車場になっている、あの広場、並びにですね、前の使っていないプール等々を撤去して、今後の子育てに使っていただきたいと思うのですけれども、そういう大きな流れというのは担当現場では考えにくいかと思うのですが、町の執行部に聞いておきたいと思うのですが、そういう計画というのは立ててもらいたいと思うのですけれども、そういう考え、部長なり答弁いただきたいと思うのですけれど、よろしくをお願いします。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 確かに保育所につきましては、大事なお子さんをお預かりする施設でございます。修繕するところにつきましては、緊急性のあるところからきちんと点検をし、対応に当たっていきたいと思っています。

あと今後委員言われましたように、隣のプール、町民体育館の駐車場部分につきまして、今のところ特に計画等は考えておりませんが、そういった利活用も研究して、保育所施設として利用可能かどうか、今後、検討していく必要があると思っています。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 幸い意見なのですけれどね、しっかりと子育てに取り組むといった姿勢を見せるためにも、しっかりと計画づくりを、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松尾委員長 他に、委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 決算書117ページの15工事請負費の健康ふれあいセンター改修工事、ピアツァ5の改修ですが、365万8,400円、別冊の成果説明書の中には、プ

ール天井改修費ということで269万5,000円上がっているのですが、残りの100万円が何の改修をされたのか、その辺だけ確認したいのですが。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 奥野委員の質問にお答えいたします。

こちらの健康ふれあいセンター改修工事365万8,400円の内訳ですけれども、先ほど委員おっしゃられましたプールの天井改修工事が269万5,000円。これのほかに行ったものが、まず男女のお風呂場にございますトイレの便器を洋式化したもの。男女2か所ずつ、これが47万7,000円、もう1個がお風呂場の洗い場につきまして、洗い場の各それぞれの横に仕切り板を設置しました。男女それぞれ設置しまして、その工事に係る費用が48万6,000円ということで、それを全部合わせますと368万4,000円となります。

松尾委員長 奥野委員、いいですか。

ちょうど正午になりました。一旦、ここで暫時休憩とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 1点、私から理事者の方々にお願いがあります。

たまに所属部署と名前を言われなきがあるんで、そこはすみません、記録のためにしっかりと発言をお願いしたいと思います。

以上で、暫時休憩とさせていただきます。

再開は13時からということで、よろしく願いいたします。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

松尾委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

民生費の途中でございますので、質疑のある方、よろしく願いします。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の106、107ページの節19負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉協議会補助金が設けられておりますが、これは、この主要施策成果説明書にも記載されていたとおり、人件費相当ということと理解をいたします。

それで、この人件費というのを具体的にお聞きしたいのですが、社会福祉協議会には地域包括支援センターも併設というか、内包されているということになり

ますけれども、それとは無関係なのかがお聞きしたい点であります。

それから、111ページ、老人福祉費の節19負担金、補助及び交付金のシルバー人材センター活動補助金に関わってお尋ねをいたします。

本会議の場で、シルバー人材センターの活動への補助について説明をされた時に、介護との連携についても言及されておりました。介護との連携の中身は何かをお聞きしたいと思います。

まずは、その2点を、もう一つごめんなさい。前に戻りますけれども、これは要望にとどめます。

104、105ページ、社会福祉総務費の節8報償費の中に、被災者生活再建支援金300万円が設けられております。これは2018年の台風の被害によるものと理解しておりますし、適切な措置であろうというように考えております。

この支援金については、受けられるようになって本当に良かったと思うのですが、従前から申し上げているとおり対象が狭いと私は思っていますので、ぜひ今後、また大きな台風なども心配されますから、この気候変動の中でありますので、ぜひ、こういった再建支援金については、国や府の考え方ももちろんあるのですが、岬町としても条件を緩和して、広く対象になるようにということをご検討いただきたいと要望しておきたいと思っております。

質問は、今の二つについてお答えください。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。

まず1点目、社会福祉協議会補助金の分になります。社会福祉協議会補助金の中に包括支援センターの分が入っているかどうかというところですが、こちらは、社会福祉協議会本体の部分の事務局の人件費相当分ということで負担している分になりますので、包括の分は含まれておりません。包括につきましては、また別で契約、委託契約を結んで人件費相当分をお支払いしているところでございます。

それと2点目のシルバー人材センターとの介護での連携というのはどの部分かというところなんですけど、今現在は、ちょっと止まっているところですが、以前、シルバー人材センターが総合事業の、介護の事業所として参入したということがございまして、今ちょっと諸事情ありまして、止まっているところではあ

るんですけども、そういったところにつきましてですね、シルバー人材センターと協働でやっていけるようなところがないのかというのを検討していきたいというところがございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えをいただきました件に関わって、再度お尋ねします。

地域包括支援センターについては、人件費は別個設けているということでありましたけれども、その人件費の内容について、ここでお聞きしておいてもいいですか。

委託料として、丸めて渡している中に人件費が入っていると考えたらいいのかと思うのですけれども、内訳等もお示しいただけるとありがたいなど。資料でもいいです。内訳。委託料、毎年決めた額を地域包括支援センターの運営事業費として支出されていますけれども、その内訳。

それで、人件費については、3専門職種ありますけれども、その3人についての人件費ということなのか、そのあたりの分かるものをご用意いただければと思います。それで結構です。

それから、シルバー人材センターに関わって、総合事業を以前は担っておられましたけれども、今は事情があってと聞くと、事情って何だろうと思ってしまいますけれども、お聞きできることであるなら、お聞きしておきたいと思います。

それから、112ページ、113ページの目4老人医療助成費の節20扶助費に関わって確認をいたします。

老人医療費府制度分ということで決算の金額が示されております。これは何かいつも数がよく分からないのですけれども、結果的に、その老人医療の制度を利用できなくなった人数をお聞きしたいと思います。

もし、複雑で少し答えにくいことであつたら、後で資料でまたお示しをいただくという格好でも構いませんが、お願いしたいと思います。

それから、もう一つ、資料として請求させていただきたいのが114、115ページの健康ふれあいセンター、健康ふれあいセンター費に関わって、利用者の数を資料でいただきたいと思います。念のため、過去3年分、お風呂とプールとか、その利用施設の内訳等も分かると思いますので、それも資料で頂いておきたいと思います。



取りあえず、ここまでで。

松尾委員長 資料の請求と、あと残りの質問を。

南課長。

南福祉課長 シルバー人材センターが総合事業を撤退した諸事情といたしますか、詳しい事情は、すみません、把握してないのですが、シルバー人材センターのほうから、事業のほうができなくなったということを聞いておりますので、また、詳しい内容につきましては、また、確認させていただきます。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 老人医療費府制度分、老人医療制度を利用できなくなった人数に関しましては、老人医療のほうに残られている、いわゆる経過措置対象者につきまして、今年の7月末時点で90名おられます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今お答えをいただいた老人医療のことですけれど、これは2018年度から始まっていたかと思います。その制度改定が、私は改悪だと思っているのですけれどね。

それで、そこからの経過で、今、2020年7月末で経過措置として、老人医療の制度を利用しておられる方が90人ということでしたね。2018年度当初でというか2017年度末になるとと思いますけれど、元々何人対象になっていたのか、お聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 中原副委員長から、今まで何点か資料請求がございましたが、やっていただけということよろしいですね。

南課長。

南福祉課長 中原副委員長から資料の請求がありました、包括支援センターの委託料の内訳と、あと健康ふれあいセンターの利用者の内訳ですね、こちらにつきましては資料のほう、後日、作成させていただいて提供させていただきます。

松尾委員長 少し時間がかかりそうですか。

堀口課長。

堀口保険年金課長 2017年の人数としましては、105名になります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そうしましたら、残念ながらお亡くなりになられた方もあるのかと思うの

ですけれども、元々利用しておられて、制度が変わる前ですね、制度が変わることによって、他の制度、重度障害者医療とか、ひとり親医療にはなかなか移行されないと思うのですけれども、そこへ移動した方が何人かおられると考えたいのでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず経過措置になった時点ですが、重度障害者医療のほうに移られた方が約220名ほどいらっしまったかと思います。その時点で制度移行される時にはひとり親家庭の対象者の方はございませんでした。

あと残りの方として特定疾患分と結核医療を受けられている方と、精神通院で通われている方が経過措置として老人医療のほうに残られているという現状です。

減少されている、数は減ってる分ですが、先ほど委員おっしゃっていただいたように大多数が、亡くなられている方が大半です。重度障害者医療のほうに移られる方が、大体年間1人か2人ぐらいいらっしまったかと思いますので、その合計で年々減少傾向にあるかなというふうに考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、制度が始まった時に、重度障害者医療に移られた方が200人ぐらいいらっしまったかとおっしゃいましたか。

そうしましたら、私が聞いて、その前に聞いていたのが2017年度末は105人って言っていましたけれど、それは、その200人を除いて105人と、そういう意味なのですね。分かりました。

そうしましたら、その200人、数は前後、年々、その時々でするでしょうけれども、その重度障害に移られた方が、次のその114、115ページの重度障害者医療助成費のところに反映されてくると受け止めたらいいいということですね。分かりました。

引き続きお尋ねしますが、その重度障害者医療費については、予算として考えておられた額よりも、決算としては大きな金額になっておりますが、これは、この制度改定によるものと考えていいのか、それを上回る医療の給付があったということになるのか、その要因について何かあればお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 重度障害者医療費が、前年度よりもかなり増えているというところでござい

ますが、副委員長おっしゃるとおり、30年度の制度の再構築の影響で、老人医療から重度障害者医療に移行されてきた方が200名少しいらっしゃるということで、実際、30年度からということなんですけども、現実的には、医療としましては30年8月から適用になってきてまして、一昨年につきましては8月から3月となります。

今回、決算で上がってますのは、昨年度分になりますので、昨年は1年分丸々あるということで、4か月分ほど一昨年は少なかったもので、その分が昨年度増えているというところで、要因としましては、やはり制度移行された方が増えたということが大きな要因となっております。

松尾委員長 よろしいですか。

中原副委員長。

中原副委員長 あっ、そうだ。この件に関わってますが、この制度改定には問題があると私は繰り返し申し上げてまいりました。

それで住民、また、この制度の利用者の立場に立つならば、この制度は、こんな改悪はやめとくれということを大阪府に言うべきだということを主張してまいりました。それはきちんとやっていただけたのかどうか、この機会にお聞きしたいということと。

それから、116、117ページの一番上に健康ふれあいセンター樹木植栽委託料が計上されております。これは以前も確認させていただきましたが、桜を植樹されたということで、それは結構なことなのですが、ふれあいセンター全体、老朽化してきていますので、必要な手だてはとって、改修等も行っておられると認識していますけれども、広場については、どうしていくのかということをお聞きしたいと思います。

施設については、改修が行われておりますけれども、屋外の施設、すぐ出たところには、小さな子どもを対象としたような公園もありますし、それから一段上がったところにアスレチックができるような施設もあったわけですが、屋外ということもあって、どんどん傷んでいくわけですね。そのあたりの利活用等について、何かお考えがあるようであればお聞きしたいと思います。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 老人医療制度につきましては、大阪府による制度改正において、平成

30年より経過措置となり、今年度末をもって制度は終了となります。これにつきましては、他の公費負担制度とも併せ、国の公費負担制度として創設するよう国及び大阪府への要望事項として、他の市町村と共に従前より要望をしているところでもあります。

また、本町の独自要望としまして、老人医療費公費助成制度について経過措置期間の延長を図ることについて、要望をしているところであり、今後も同様に要望をしていくこととしております。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 ふれあいセンターの屋外の広場の利活用についてですけれども、令和元年度につきましては、先ほど委員のおっしゃいました樹木の植栽、桜の木を10本植えたこと、枯れておいた木の植え替えを行ったということと。

あと、アスレチック広場の遊具のほうが、かなり老朽化しておりましたので、危険であるということで、撤去を令和元年度はさせていただいたところです。

そのあとの広場の利活用ということですが、今現在につきましては、どうしていく、こうしていくというようなことは、はっきり定まったものはございません。今後につきましては、指定管理者が管理する施設でもございますので、指定管理者と協議の上で、今後の方向性を出していきたいと考えております。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

民生費、131ページまでです。

中原副委員長。

中原副委員長 118、119ページの児童福祉総務費のうち、節8報償費の子育て支援課児童虐待防止アドバイザー報償費について、私からもお聞きしたいと思います。

これは、予算も増額しながら進めておられるというように、対策を強化しようとしているという意欲は前年から感じていたところでもありますけれども、虐待だけではないですが、対象となる家庭の数についてお尋ねしたいと思います。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 中原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

児童虐待の対象となる世帯でございますが、令和2年3月31日現在で、要保護が36人、要支援が68人、特定妊婦が6人という内容でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この数については、ここ5年ぐらい、その数が増えていっているということになっているのか。維持しているのか、減っているのか、そのあたりはいかがですか。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 全体的に増えてはいるのですが、平成30年度から31年度にかけては、要保護の数が減っております。

ちなみに、平成25年度の要支援者が10人、要保護が9人、特定妊婦がゼロということになっていますので、この7年間の間にかなり増えているという状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 その増加の要因としては、以前、お聞きしましたけれど、つかみにいく体制を強化したという面が一つはあったのかと。対象になる人数が増えるということだけを聞くと、何か問題がすごく多く発生している。新たに発生しているのではないかと思うのですけれども、そういう面も一方ではあることは十分考えられますが、それだけではなくて対策を強化するという人の配置をしたので、つかむことができるようになっていったということもお聞きしていたと思います。

ただ、全体として増加傾向ということでもありますけれども、今後、必要だとお考えになっておられる対策ですとか、何か計画がおありでしたらお聞きしたいと思います。

松尾委員長 松下副理事。

松下しあわせ創造部副理事 絶えず関係機関、教育委員会であるとか、学校であるとか、保健センターであるとか、密に情報交換、会議を行いまして、また、アドバイザーも入りまして、そのような対策というのを行いながら、虐待の防止に努めている次第でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは、非常に粘りが要るといいますか、地道な活動ではありますけれども、対象人数が結構多いので大変だとは思いますが、引き続き強化をしながら、児童虐待につながらないように。また、児童虐待というところまでいってしまわないように、様々な角度から援助していくということを、ぜひ、今後も続けていただきたいと、要望しておきたいと思います。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 先ほど、中原副委員長からあったのですけれども、105ページの報償費の被災者生活再建支援金300万円、これの具体的内容を教えてほしいのですが。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 谷崎委員のご質問にお答えいたします。

被災者生活再建支援金300万円ということで、こちらの内容ですけれども、こちらにつきましては、平成30年、一昨年にありました大雨と台風21号の、岬町でも大きな被災がありました、災害の被災者に対する支援金でございます。対象になりますのが、災害対策法に基づく罹災証明で、住宅の損壊が半壊以上となっておりますので、岬町の場合は、半壊以上の世帯が1世帯ございましたので、そちらの方に支援金といたしまして300万円を支払ったものです。

財源につきましては、2分の1が大阪府の制度になっておりまして、2分の1は岬町の一般財源となっております。

松尾委員長 谷崎委員。

谷崎委員 番川の電柱倒壊のところですか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 今回、支給しましたのは、また別のところとなっております。

松尾委員長 谷崎委員、よろしいですか。

他、委員の皆さん質疑はないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 質疑なしと認めます。

これで、民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

決算書130ページから149ページをご覧ください。

ただし、137ページの目3環境衛生費の節19負担金、補助及び交付金に係るものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

坂原委員。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 何点かお聞きします。

決算書137ページ、節13の委託料ですね、ここの深日墓地分筆登記委託料とあるのですが、深日墓地、これは少し前に法面の大規模改修をしたかと思うのですが、その件のことかと思うのですが、その件が一つと。

その二つ下に行旅死亡人等処理委託料とあるのですが、この項目に関しては、毎年予算で計上されていますけれども、もっと少額の金額でいつも計上されていると思うのだけれど、これ金額が、予算よりは金額が大きいかと思うのですが、まずその2件について、説明をお願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 坂原委員の質問にお答えします。

1点目の委託料の深日墓地分筆登記委託料ですが、委員おっしゃるとおり深日墓地の府道側、大阪ゴルフ場側の法面改修工事に伴い、法面部分が個人地にはみ出ましたので、はみ出た部分の用地買収を行うために、分筆登記を行ったものです。

続きまして、行旅死亡人等処理委託料ですが、当初予算では毎年2件見込んでおります。令和元年度におきましては、3件ございましたので、1件分が増えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、その件はそれで了解です。引き続き二、三点お聞きしたいのですが、決算書145ページの節13の委託料ですが、排ガス自動測定装置保守点検業務委託料とあります。これの内容をお聞きしたいというのが1点と、そのずっと下のほうですね、ごみ処理施設補修見積り審査委託料と、内容が分かりにくいので、少し詳細の説明をお願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 1点目の排ガス自動測定装置保守点検業務とは何かですが、美化センターごみ処理施設では焼却により発生する排ガスの分析計を設置しております、常時記録しております。各検査項目の正確性を維持するため、保守点検を行っているものです。

次に、ごみ処理施設の保守見積り審査委託料とは何かですが、美化センターのごみ処理施設において毎年定期点検を実施しております。その定期点検におきましては、事業者から提出された見積書に対して、ごみ処理施設の機器等について

の専門知識を有している者がいないので、職員では審査できないため、見積金額が適正であるかについて審査を行っているものです。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 明快な答弁ありがとうございました。よく分かりました。

もう1点、147ページなのですが、ここで節14使用料及び賃借料、車両借上料として少し高額の金額で上がっているのですが、これはなぜこの高額になっているのか説明をお願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 美化センターにおいて焼却灰をフェニックスに運搬するために4トンダンプを使用しておりましたが、新たに4トンダンプをリースしたことにより増加したものです。

松尾委員長 他の委員の皆さん、奥野委員。

奥野委員 決算書141ページの一番上の肝炎治療補助金についてお尋ねいたします。

岬町がC型肝炎の方が多いいということで、この制度ができていると聞いておりますが、この補助金は何人分が対象になっているのかお聞きいたします。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 奥野委員の質問にお答えいたします。

岬町におきましてC型肝炎の治療費助成ですが、令和元年度につきましては全部で14人の方に補助を行っております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 C型肝炎の方が多いいと聞いていたので、もっと大きな数字なのかなと思ったら、14人が補助を受けているということですが、本当はもっとおられるということですね。それで、この14人の補助を受けた方がこの制度を使うことによってどれだけ良くなったのか、その辺はどんなものでしょうか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 奥野委員の質問にお答えさせていただきます。

14名の方、C型肝炎ウイルスのキャリアの方でいらっしゃいました。皆さん、インターフェロンフリーという飲み薬を飲まれまして、14人の方、皆様ウイルスが消失し、C型肝炎の治療を行われています。ただし、ウイルスが消えても、やはり引き続き病院のほうでは定期的な検査等をお願いしておりますが、再発等



についても10名の方については現在では聞いておりません。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 いい薬ができたのだというように思いますけれども、その14人の方には大変良かったと、じゃあ、まだほかにキャリアの方はたくさんおられるということですか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 奥野委員のご質問にお答えいたします。

岬町のほうでC型肝炎のキャリアの方、あくまで健康診断等で肝炎ウイルス検査を受けられた方で把握している方が、平成3年から令和元年までで400名近くの方がいらっしゃいます。その多くの方、もうご高齢になっておられるので、亡くなられていらっしゃいます。岬町のほうでは訪問指導を行いまして、それらのそれ以外の方ですね、まだ治療を受けてらっしゃらない方等につきましては訪問指導で専門の保健師のほうから治療の制度についての説明等をさせていただいてます。その方が、少々お待ちください、今年度、C型肝炎の訪問支援事業のほうにつきまして延べで200人近く訪問させていただいております。本当にいい治療になっておりますので、多くの方に分かっていただくように、今後も治療についての啓発、もちろんC型肝炎の病気についての理解促進を保健センターのほうとしては取り組んでいきたいと考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 色々ありがとうございます。引き続いてよろしく願いしておきたいと思えます。

松尾委員長 他に質疑ございませんか。

どうぞ、中原副委員長。

中原副委員長 120から121ページの、ん、130ページから。

松尾委員長 130ページから149ページですね。衛生費の中で質疑ありますか。

はい、どうぞ。

中原副委員長 132、133ページの保健衛生総務費の真ん中あたりですけれども、節13委託料で、妊産婦一般健康診査委託料とあります。これに関わってお尋ねいたします。

一番望ましいのは全員が妊娠されたら健診を受けた上で出産に至るとというのが

望ましいと思っていますけれども、全員受診ということにつながっているのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、同じページの節19、一番下の不妊・不育治療の補助金ですが、予算としては70万円確保されていたようではありますが、実際には昨年度においては55万4,650円の補助金の支出だったということのようであります。それで、前から求めておりますけれど、1件当たりの金額を増やすということについては昨年度においては増やすということにはならなかったのですけれども、今後増やすということについてはどのように検討なさっているのかお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原委員のご質問にお答えいたします。

妊産婦一般健康診査につきましては全ての妊産婦の方が受診をするのが望ましい、もちろんそのとおりでございます。令和元年度につきましては全ての妊婦の方が受診されてまして、未受診の方はいらっしゃいません。

続きまして、不妊・不育の治療費助成につきましてお答えいたします。

中原委員のほうからも過去にもご質問いただいております、昨年度もこの決算委員会の中でやはり1人当たりの助成額を増やさないのかというご質問がありましたが、今年度5万円の上限で進めさせていただいております。今後なんですけれども、こちらの不妊・不育の治療費助成ですが、これまでやはりこの助成事業始めまして昨年度で5年が経過したところです。やはり助成内容につきましては、一定見直しが必要な時期に来ていると考えております。当初よりご承知のとおり、お一人につき年度で5万円、ご夫婦であれば合わせて10万円の助成をさせていただいているところです。やはり一般不妊・不育につきましてはこれまで5年間で71名の方に助成して23名の方が妊娠されております。その中で、やはり繰り返し助成をされている方もいらっしゃいますので、やはり子どもが欲しいということで何度も治療にかかれてる方がいらっしゃるということが分かります。その方々の検査費用等に対するやっぱり経済的な負担というのは大きなものになっていると思っております。府下の自治体の状況等も考えておりますが、5万円から、金額について検討したいなと思うんですが、やはり安心して子育て、妊娠と子育て・育児にかかれるように、その体制づくりとしては一定今後検討をして、検討

したいと思っているところです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 後でお答えをいただいた不妊・不育治療費の補助金ですが、見直しが必要な時期というようにお考えだということでありました。

それで、その後でお答えになられた、見直したいのだけれど、安心して妊娠・出産・子育てができるというくだりの意味がもう少しお聞きしたくて。お願いできますか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 委員のご質問にお答えします。

すみません、安心してというところで、やはり治療についてはやはりお金がかかる、まず妊娠について、妊娠については治療についてはお金がかかる、そこについてのご不安というのがありますので、やはり子どもを望まれる方が安心して検査を受けられるように治療費の助成等についての中身を検討していきたいと思えます。その後の安心して、安全に育児・子育てにつきましては母子保健事業におきまして様々な産前産後のサービスの提供であるとかそういうところをこれからも推進していきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 おっしゃる意味が分かりました。それで、その内容に見直しという、内容という言葉をお使いになるのですけれども、これは具体的には金額のことをお考えなのですか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 失礼いたしました。はい、今時点では金額について検討をしております。一般不妊・不育治療につきましては大阪府が特定不妊ということで顕微鏡受精であるとか、人工授精については大阪府の特定不妊治療の助成がございしますが、それ以外の一般不妊不育の治療に当たる部分については産科におきまして、その医師が判断した治療内容、検査とになりますので、一般不妊・不育の治療の内容についてはあくまで医療での判断となりますので、岬町として内容を検討するのであれば、その助成額についてということになると考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ぜひ金額の増額をお考えいただきたいと、実現していただきたいと思いま

すので、要望しておきたいと思います。

引き続きお尋ねいたします。決算書の134、135ページですが、目3環境衛生費の節1報酬、これは全額不用額ということになっております。それで、あまり同じことを繰り返して言いたくないのですけれども、これは廃棄物減量等推進審議会の委員報酬ということで計上、予算化されていたものですが、全額不用額になっているということは、審議会そのものが開催されなかったということかとお見受けいたします。私はどうしても必ず開かなければならないというように考えているわけではありませんが、前からお伝えしているとおり、田代町政になられて長いわけで、家庭ごみについては無料化の実現をされてずっと維持されていると。本当にこのことは高く評価されるべきことだと思うのですね。よその地域ではごみ袋を買わないといけないとか、シールを買わないといけないとか、そういうことがたくさん増えておりますし、他の地域ではそれがあつた面当たり前になってきてしまっているわけですが、岬町では市町村の固有の事務ということで無料化をずっと続けておられるということがありますので、やはりこの審議会を開催する必要があるのではないかと思うのですけれども、昨年度については残念ながら開催はなされなかったということでもあります。

それで、今年度以降、この審議会が開かれるのかどうか。とはいえ、事務がたくさんありますから、無理して開くのもどうかとも思っているのですけれどもね。

具体的な計画等があるようでしたら、この機会にお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

廃棄物減量等推進協議会の今年度以降開催する予定ですが、廃棄物を取り巻く環境も、プラスチックごみゼロ宣言や、店舗でのレジ袋の有料化など大きく変化してきておりますので、そういったことを一般廃棄物の処理基本計画へ盛り込む必要があるであろうと、そういったことから、来年度以降審議会を検討していきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、来年度以降とおっしゃいましたね。今年度はする予定はないということですね、分かりました。また、そういう機会がありましたら、ぜひ傍聴させてもらいたいのですから、議会に日程をお知らせください。

中原副委員長 138、139ページの一番上の火葬場費の節19負担金、補助及び交付金の中に、岬町町外火葬場使用補助金とありますけれども、これは一時、事故に近いような形で火葬場が利用できなかった時期があったわけですが、その時に町外の施設を利用して火葬を行われた方に対する補助金ということでもいいのかどうか。

それから、その方々にはご迷惑をかけるという結果になったわけですが、全額きちんと必要な火葬費が補填されたと受け止めていいのかお聞きしておきたいと思います。

それから、目6保健事業費の中で、一番下に節13委託料として健康診断に関する決算が設けられております。この健康診断の実績をお聞きしたいと思うのですが、これは資料で結構ですので、費目もたくさんありますから。大体金額的に見ておりましたら、ばらつきはありますけれど、当初の予算とそんなに物凄く大きな乖離はないとは思って見ているのですが、この健診の実績をお聞きしておきたいと思います。念のため過去3年分頂けるとありがたいですが、お願いできますでしょうか。

松尾委員長 川井所長。

川井保健センター所長 中原委員のご質問にお答えします。

健診につきまして、過去3年分ですね、実績のほうを資料で提供したいと思いますので、よろしくお願ひします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

岬町町外火葬場使用料補助金ですが、中原委員おっしゃるとおり、火葬件数の制限がされたことにより、他市町村に火葬を行った場合にその差額分を補助するというので、全額補助しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 差額分というのはどういう意味か説明してもらっていいですか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 町内で火葬された場合、火葬場使用料として2万2,000円頂くこととなります。今回の方は町外で9万円お支払いになっておりますので、9万円から2万2,000円を引いた額ですね、6万8,000円を計上してお

ります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 決算書の146、147ページで、これは前のページの節13委託料から続いているところですが、災害ごみ処分委託料、この委託先をお聞きしたいというのと、それから、この災害ごみというのは2018年度の台風21号でしたか、その災害ごみのことを指しておられるのか確認したいと思います。

それと、もう1点、先ほど車両借上料について質問がありました。それで、そのお答えからすると、4トンダンプを1台使用しているのに加えてさらに4トンダンプをもう1台リースするというお金だと聞いたのですが、この決算金額の内訳を教えてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 中原副委員長のご質問にお答えします。

1点目の災害ごみ処分委託料ですが、委託先は大栄環境となります。この災害ごみといいますのは、平成30年9月4日、台風21号に伴い発生しました災害ごみとなります。

続きまして、車両借上料ですが、4トンダンプのリース料が10万8,000円掛ける5か月分の消費税1.08とプラス10万8,000円掛ける6か月分の消費税1.10分、合計132万7,104円と2トンダンプのリース料4万7,000円の12か月分、これは1.09で計算しますと、61万4,760円となります。合計221万6,544円となります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今回の借上料のことがよく分からなくなったのですが、最初4トンダンプを使用していて、それに加えてもう1台借りたのかとっていて、4トンダンプが2台あるのだと思ったのだけれど、そうではないのですね。4トンダンプをリースで1台分と、それから2トンダンプを1台、何かこれは数が変わっているということなのですか、数が増えたということなのですか。というのが、予算と比べて決算額が大きいわけですから、なぜかなど。借りる車が増えたのかとさっきの答弁も聞いて考えていたのですが、そのあたりご説明いただけますか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 予算のときにおきましても4トンダンプ1台分、2トンダンプ

プ1台分で計上しております。

松尾委員長 はい、そうです、いけますか。

中原副委員長 前の4トンダンプは、再リースね、前もリースしていたけれど、それが再リース。2トンダンプは前から同じなのですね、そうですか。分かりました。これ、予算の時はいくらでしたかね。予算額は幾らになっていましたか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 229万6,000円となっております。

松尾委員長 そうしましたら、衛生費、これにて終わろうと思いますが、他、委員の皆さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑なしと認めます。

これで衛生費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書160ページから163ページの目4プレミアム付商品券事業費のうち節11需用費、節12役務費、節13委託料、節14使用料及び賃借料(福祉課)をご覧ください。

質疑ないですか。

副委員長、ありますか。中原副委員長。

中原副委員長 162、163ページにまたがってプレミアム付商品券事業費が設けられておりますけれども、事務は大変だったのではないかと思います。これは消費税の増税に対する手だてということで一時的なものであったのですが、見込みと、それから実際に交換に来たというか購入に来たというか、その方の乖離があるというか、実際は見込みに対して、特に住民税非課税世帯の方ですね、3割台しか来られていないわけなのですよ。それはなぜそんなに少なかったと担当課としてはお考えなのかお聞きしたいというのと、それから、子育て世帯向けについても見込みとしては300人程度をお考えだったようですけども、実際には221人とそれから転入の方が二人ということで、割合でいうと7割台なのですね。これは先にお金を出さないといけないという問題はありますけれども、メリットがあるとも思えるものなのですけれども、この子育て世帯についても7割台というのは、私は決して多くない割合だと思っていて、低所得者、住民税非課税世帯とそ

れから子育て中の方それぞれについて全体として交換に来られた方は少なかったのではないかと受け止めています。その要因について、何か担当でお考えのところがあればお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。

このプレミアム付商品券事業につきましては、中原副委員長おっしゃるとおり、消費税の10%に係る部分の低所得者や子育て世帯に与える影響を緩和するということが昨年度実施した事業でございます。この制度なんですけども、対象が低所得者の方ということと、あと子育て世帯の方、3歳未満の子育て世帯の方の世帯主が対象になる事業でございます。まず、低所得者の方につきましてはこちらのほうで、税務課、税務当局のほうと連携しまして、対象となるであろうと思われる見込みの方に対して個別でご案内を送付するという形でやっております。この実際に送付させていただいた想定の対象者というのが2,719人を岬町のほうとしては想定しまして送付をいたしました。その方から実際購入の引換券を欲しいということで申請があったのが1,198人ということで、岬町の場合、想定の対象者に対して44%ぐらいの方が低所得者の方は申請されている状況にあります。一応国等では平均4割程度だとマスコミ等の報道もありましたので、おおむねそれよりも岬町のほうは多かったのではないかなと考えております。

ただ、平均より多かったというだけで、44%という数字が決して高いとは思っておりません。そのあたりにつきましては、一旦この制度につきましては2万円を一旦支払わないといけないという制度でございます。2万円を2万5,000円分の商品券が買える制度でございますので、2万円を一旦支払わないといけない制度ということで、なかなか低所得者の方に対して交付する事業としては、一旦自分で自腹を切るというのはなかなか難しいのではないかなというふうには担当としては思っておりまして、そのあたりがやはり申請率が伸びなかった原因ではないのかなというふうには思っております。

あと、子育て世帯につきましては、副委員長おっしゃられた300幾つというのは、もともとの交付申請とかそんな数字ですかね。そちらの数字、こちらのほうでは分からないんですけども、実際昨年6月1日、7月31日、9月30日のそれぞれの基準日が3つありまして、それぞれの基準日現在で3歳未満のお子



さんを育てられている世帯が確定していますので、その人数が221名おられまして、子育て世帯につきましては購入の引換券のほうを全世界帯に郵送でお送りさせていただいて、交付のほうをさせていただいたということで、こちらにつきましては交付率は100%となっております。ただ、あくまで購入引換券を送ったという形になりますので、その方が実際商品券を買われたかどうかというところまではなかなか把握が難しゅうございますので、そちらにつきましてはどの程度購入されたかというのは、こちらとしてもつかめていない状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私、見込みで3,700とか300とか言っているのは、何か過去の議会のやり取りでそういう説明があったのだと思いますわ。でも、対象についてよく調べていたら、低所得の方は2,719人ということだったのだろうというように、今聞いていて思いました。

それと、子育て世帯向けは221人に、もうストレートに送付するというようなのですね。

それで、今説明の中で一旦2万円を支払う必要があるということだったのですが、これ、私が聞いたのは2万円分、2万5,000円分かな、なのだけれど、何か1枚ずつ5,000円分ずつ何か切り離して使えるとか、そういう話で2万円を最初出さなくても5,000円分を使うために4,000円払うのかな、何かそういう使い方ができるって聞いたのですけれども、その使い方としてはどうか、一旦2万円払わないといけないということだったのですか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 申し訳ございません。先ほど私が言いましたのは総額で2万円ということで申し上げたんですけども、実際プレミアム付商品券の購入に当たりましては2万5,000円分を5分割できる形になっておりまして、副委員長おっしゃるとおり、一番最小の単位としては4,000円ということで、4,000円が5回買えるというような制度となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 そういう意味でいうと、その中身をどの程度分かりやすく周知いただいたのかというのが少し疑問があるのですね。これは利用する方にとってはプラスになるものですので、多く利用、希望される方には利用していただくべきだろうと

思うのです。増税されて負担が増やされるわけなのだから、少しでもプラスになるものを届けたいと考えると思うのですけれど、おっしゃるように総額一旦2万円を払わないといけないという誤解がもしかしたらあって、それで引換えに来られなかった方も、もしかしたらいるのではないかと思うのですけれど、その1回1回使う時に1枚使うのだったら4,000円の負担で5,000円分使えるよとそういう周知の仕方は丁寧にしていただいていたのでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 プレミアム付商品券の購入の仕方につきましては、先ほど申しあげました商品券の引換券の送付の際と、あと低所得者の方につきましては対象者の方への個別の周知の際にこういった方法で買えるという形で周知のほうをさせていただいたかとは思いますが、ただ、これは国のほうが大きく旗を振った制度でございまして、国のほうからはチラシとかポスターを各市町村分作成しまして配付されておるんですけども、販売の仕方につきましては、各市町村で独自で行うこととなりますので、国のつくっていただいたポスターやチラシにつきましては、そこまで記載のほうはなかったということで、やはりそのあたり、ポスターとチラシしか見ない方につきましては誤解があったかもしれませんが、町で配付させていただいた部分につきましてはそのあたりまで表示させていただいて、周知のほうをさせていただいたと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 分かりました。利用しやすいように町として工夫をしたということだと思います。実際にこれを利用された方から聞いた話で、今の話は。その方も交換する時に2万円が要るのかと思っていたとおっしゃっておられて、ですので、町としては恐らく丁寧に周知するようにされたのだと思いますけれども、国の元々の制度が一旦2万円を持ち出すというような印象を強く与えるようなものでありましたので、それに対して町としては努力をなされたということが分かって良かったです。また、今後こういったことがあったら、できるだけ必要な方々に最大限利用していただけるように努力をしていただきたいと思います。

松尾委員長 現在商工費ですけども、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 分かりました。質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書の174ページから177ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 1点確認させてもらいたいのが、13委託料、高額な委託料なのですが、運行に係る燃料費というのはこの委託費に全部含まれているのかというのが確認のために一つ。そして、2つ下の備品購入ということでどのようなものを買われたのかが気になりましたので、この2点お願いします。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 竹原委員のご質問にお答えします。

1点目の燃料費ですが、委託料の中に含んでおります。コミュニティバスの運行事業の備品としてバス停の標識、置き石型2台分を購入しております。

松尾委員長 竹原委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ確認させていただきたいと思います。

決算書175ページの14の駅構内乗り入れ使用料について確認させていただきます。

令和元年度の決算ということで使用料を払っているのですが、今年度からは町有地になったのなら、この使用料は要らなくなるのではということと、それで色々あとタクシー、第一タクシーさんであるとか、色々なところが乗り入れてきているのが、町の逆に収入になると理解しておけばいいのか、その点だけ確認させてください。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 コミュニティバスの駅構内乗り入れ使用料ですが、令和2年度からはみさき公園駅の使用料がなくなりまして、淡輪駅と多奈川駅の構内の乗り入れ分だけになります。

もう1点目の駅前のタクシーなどの収入ですが、所管が産業観光になると思い

ますので、ちょっと分からないです。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 みさき公園だけと思ったら、淡輪、多奈川もあるわけですね、はい、分かりました。

松尾委員長 他の委員の皆さん、質疑ないですか。

中原副委員長。

中原副委員長 コミュニティバスの節13委託料に関わって、私からもお尋ねしたいのですけれども、昨年度からでしたか、支線も含めて有田交通に全面的に運行を委託することになったのかなど。それで、そのことに伴って予算としても昨年度から増額をしてということであったかと思っているのですけれども、そういうことでよかったかどうか1つ確認と、それから、節18の備品購入費で昨年度についてはバス停を2基分と今お聞きしました。それで、色々この備品に関しては必要なものがあるし、要望も出ていると思います。日よけとかベンチの設置などの要望がそちらにも寄せられているのではないかと思うのですけれども、今後の改善の計画等がありましたらお聞きしたいと思います。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 コミュニティバスの運行委託料ですが、元年度から支線の分も委託料等に含んでおりますので、元年度から増えております。コミュニティバスの日よけ、ベンチの件ですが、基本、ベンチにつきましては警察との協議が必要となってきて、警察の許可がない限り設置できない状況となっております。日よけにつきましては要望に応じた形で検討していきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ベンチについて、警察との協議が必要ということでありましたけれども、置いてあるところは、それでいきますと、警察との協議が整ったところと考えるといいのでしょうか。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 今ベンチのあるところにつきましては、町が設置したものでなくて、どなたかが置いてくださっているものという状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 それならば、警察との協議はベンチについてはしていかないのですか、町

として。

松尾委員長 辻里副理事。

辻里しあわせ創造部副理事 ベンチにつきましては、歩道の確保が必要となってきます。

歩道幅がないところが多いんですね。そういったところを協議に行っても、警察が駄目ってすぐに言われる状況でございますので、今のところ行く予定はございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先ほど日よけについては要望に応じて設置していきたいと前向きな回答がありましたので、それはぜひその方向で努力していただきたいと思うのですが、歩道の確保が必要と、それも理屈はよく分かりますけれど、結構ベンチの設置要望も多いですよ。ですので、一定の場所が、スペースが確保できるところがないのか、あるようであれば、設置に向けて協議をぜひしていただきたいと要望しておきたいと思います。

松尾委員長 他の委員さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、私から1点だけ質疑がございますので、進行を中原副委員長に代わりたいと思います。

中原副委員長 では、私のほうで進行いたします。

松尾委員長、どうぞ。

松尾委員長 私から、13委託料のコミュニティバス運行委託料なのですが、令和3年3月が多分契約期限ではないかと思うのですが、今の事業者との契約がそうなのかと思うのですが、その確認と、それ以降、次どうするのかをお聞きしたいと思います。例えば、選定方法であったりとか、地域公共交通会議との在り方といいますか、諮り方といいますか、そういうところもお聞かせください。

中原副委員長 はい、答弁どうぞ。

辻里しあわせ創造部副理事 委員長おっしゃるとおりで、令和3年の3月で満了となりますので、4月1日からは新たな契約となります。来年度は見直しとなりますけれども、現事業者はバス運転手の確保が困難な状況におきましても運行に支障がないよう、二種免許取得者を確保するなど、公共交通の重要性などを認識しております。また、引き続きコミュニティバスに取り組む意向も示されていることから、

引き続きお願いしたいと考えておりますが、委員長のおっしゃるとおり、ほかの方式などいろんな手法を検討したいと思います。

中原副委員長 松尾委員長。

松尾委員長 そうですね、一定の実績は今の事業者の方は持たれていると思いますが、近年やはり委託料の高騰と申しますか、だんだんと上がっている背景があります。そこで、もちろん実績はあるのですが、ずっとそれじゃあ高騰していくのかということになってしまうと、我々としても一定、例えば市場を見ていただける方というのを探す意味でも、例えば選定方法を入札であったりとかというのは見ていったほうがいいのではないのかと思うのです。もちろん、それをしていなければ、今のところにと申すことで、お願いするというのは自然な流れになろうかと思いますが、やはりここで一定の区切りになりますので、ぜひその市場を見ていただきたいと、これは要望しておきたいと思っております。

中原副委員長 それでは、進行を委員長にお返ししたいと思います。

松尾委員長 進行を戻します。

他に質疑はないということよろしいですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 副委員長、大丈夫ですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これで土木費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

松尾委員長 反対の方はいらっしゃいませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 中原副委員長は賛成で。

どうぞ。

中原副委員長 本委員会に付託をされた内容については賛同したいと考えております。先ほどどうっかり質問し損ねましたけれども、保育所の保育料について、第2子以降の保育料を町独自に補助する制度についても続けておられますし、子ども医療費については18歳までの思い切った拡充を行ったのが昨年度でありました。また、

色々聞かせていただく中で、町外の火葬場を利用せざるを得なかった方に対しての差額の補填についても迅速な対応が行われたところであり、災害ごみについては他の自治体においては、この災害ごみの受入れの期間が非常に短かったわけなのですけれども、岬町においては、現在はもちろん締め切っておられるのは存じ上げていますが、非常に長い期間、住民の方がお困りならばということでも受け入れてきたということについても評価できると考えるものであります。さらにお聞きした中で、大阪府の医療福祉制度について意見をきちんと言ってほしいと要望していたことに対して経過措置の延長、私が求めているのは制度そのものを元に戻すことを求めているわけですが、経過措置の延長というのは実質的に制度が続くということになりますから、それを町独自で大阪府に対して求めておられるということもお聞きして、その点についても評価をしたいと思いますので、今回の本委員会へ付託された内容については賛同したいと思います。

1点だけ、この場で改めて要望したいというのが、先ほどすっかり質問し忘れたので要望し損ねたのですけれども、谷崎委員も従前から求めておられる保育料の0歳から2歳の問題であります。0歳から2歳については保育料そのものが一般的に高い傾向にある中で、幼児教育の無償化というのが国から持ち込まれましたけれども、それはそれで結構なのですが、0歳から2歳の課税世帯と第1子が残り残されてしまうという問題がありますので、ぜひここに対しては町独自に対策を行っていただきたいと求めて賛同したいと思います。

松尾委員長 他に討論に参加される方はいらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第1号「令和元年度岬町一般会計決算の認定について」のうち、本委員会に付託された案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち本委員会に付託された案件は認定することに決定し

ました。

認定第2号「令和元年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題といたします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 決算書217ページから246ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二、三点、分からないところがあるので教えてください。

決算書225ページなのですが、国民健康保険料のところですね。ここで収入済額で不納欠損で収入未済額であるのですけれど、不納欠損がここ全体的にゼロになっているんですよ。これ、参考までに去年のを見たら、幾らか数字が上がっていたのですけれど、今回は全部ゼロになっていると。不納欠損っていうのはもう回収しようがないというそういう事情で、ある意味債権を放棄するようなものであると思うのですけれど、それなので、不納欠損がいいというのではないのですが、でも、未済額がかなり残っていて不納欠損もゼロということは、これ、私なりの解釈なので、これが合っているか間違っているか確認したいのですけれども、この収入未済額に関しては今現在徴収に当たっている、回収の見込みがあるというのでここが不納欠損がゼロになっているのか、あるいは調査が行き届いていないのかというところかと思うのですけれど、まず、その辺についての詳しい説明といたしますか、答弁をお願いしたいと思います。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 不納欠損につきましては、国民健康保険法、地方自治法、地方税の滞納処分の例により滞納処分する財産がないなどの要件に該当し、滞納処分の停止を行い、その要件が継続して一定期間経過したことにより消滅する保険料を不納欠損するものです。

平成31年度につきましては、その要件である財産や所得状況、生活状況の追跡調査に時間がかかり、結果として不納欠損を見送ったことによるものであります。今後におきまして、不納欠損の要件に該当するかどうかの精査に努め、慎重



かつ適正に処理を行っていきたいと思います。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 調査が間に合わなかったので今回は計上していないよというように言われたかと思うのですが、調査が進めば不納欠損にもする可能性はあるけれども、それが間に合わなかったから今回はゼロで、ここには上がっていないという意味でいいのでしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 調査ができておれば不納欠損できるものと考えます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 この今回のこの決算では、ゼロになっているのだけれど、それまでは、その前を見たら数字上がっていました。たまたまこの年度がこうなっただけで、次の年度からはきっちり調査もして、それで該当する分については、この不納欠損も適用していくと、そういう考えでいいのでしょうか。これは松本副理事にお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 委員おっしゃるとおり、今後、きっちりとした調査を進めまして、不納欠損が可能なものにつきましては不納欠損処理、基本的には収納事務について、本来でしたらお支払いいただかなくてはいけない部分になりますので、その部分に関してはきっちり調査をしまして、それでもやはりお支払いが困難であるという部分につきましては、精査をして、それなりに処分をしていきたいなと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 痛しかゆしですよ。よく分かりますよ。不納扱いしたらそれで終わりですからね。支払いが長くなってしまったら、もうチャラになるのかとなってしまうからね。そりゃいけませんけれど。これ延々と収入未済がどんどん増えていきますよねとなるので、これまた次からはしっかり調査して引き続きやってください。

引き続き質問させていただきます。その同じページの節4 医療給付費分滞納繰越分ってあるのですね。これは今の目1の一般被保険者、国民健康保険料です。それから、その下の目2の退職被保険者等国民健康保険料でも、やはり同じように節4の滞納繰越分ってあります。どちらもこれ、やはり金額が上がって行って

いるんですよ。昨年度より増えてきています。これらについて徴収体制や徴収方法など、お聞かせください。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 保険料の徴収体制、徴収方法につきましては、特に滞納整理につきましては限られた人員の中で納付お知らせセンターによる電話の納付勧奨や督促状等の文書による納付催告、また納付書などの発送時に合わせて口座振替制度の周知を図ったり、保険証の更新時において、1年以上滞納のある世帯については保険証を郵送せず、通知をし、窓口で交付をする、いわゆる保険証の留め置きをすることとし、保険証の交付を受けるための来庁時に納付相談や納付指導、分納誓約を行ったりしております。また、有効期限を短縮した短期証を交付することにより、納付相談及び納付指導の機会の確保に努めているところです。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今、限られた人数の中でとありましたけれども、かなりこの課は仕事、作業内容が大変多くて、煩雑で大変だと思うのですけれど。簡単に言ってしまえば、人手が足りないということだと思うのですけれども、その辺、どうでしょうか。人手は足りていますか、松本副理事、どうでしょう。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 業務自体が徴収だけではなく、保険料の賦課であったりとか、あと医療費の給付であったり、保健事業であったりとか、あと業務の国民健康保険以外でいいますと、国民年金の委託事務であったりとか、後期高齢者医療事務も当課で担当しております。その中で人手の問題も、やはりそれだけの事務を今の人数で回していくのは非常にやっぱり大変と言えば大変なんですけど、それでもやっぱり町の職員として、やはりその部分に関しては住民の方にご迷惑をかけないように事務を遂行するのが我々の職務だと考えておりますので、今後も精進してまいりたいと考えております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 人事とも相談しながらやってください。私からも人事に言っておきます。聞いてくれるかどうか分かりませんが。その件、それで結構です。

もう一つだけ教えてほしいのですけれど、241ページなのですが、下のほうの節19負担金、補助及び交付金なのですが、大阪府健康づくり支援プラッ

トフォーム事業負担金とあるのですが、これはどういう事業になるのか。その内容と成果を教えてほしいのですけれど。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 大阪府健康づくり支援プラットフォーム事業につきましては大阪府が府民の健康づくりに対する意識の向上と実践を促し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的とした大阪府版健康マイレージ事業です。平成31年1月から、大阪市、門真市、岬町の3市町においてモデル実施され、昨年10月より大阪府内で一斉実施しています。

これは、18歳以上の大阪府内在住の方を対象として、専用スマートフォンアプリ、「アスマイル」をダウンロードしていただき、各種検診の受診やウォーキングなど健康づくりに取り組みながら、健康ポイントをためることで寄附や電子マネー、商品券などに抽せん、交換することができるサービスで、楽しみながら気軽に健康づくりにチャレンジできるよう応援する取組になります。この事業により、住民の健康づくりに対する意識の向上が図られ、健康行動を楽しく続けることで健康寿命の延伸と医療費の適正化が図られるものです。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 アスマイルってやつですね、これね。これ私も登録してやっているのですけれども、この登録、どれぐらい進んでいるかとか、そういうのは把握できていますか。把握しようはないのかな、分かればお願いします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 ちょっと今、手元に資料がないんですが、一応、18歳以上の方の住民さん皆さん、国民健康保険に加入されている方だけではなくて、住民の皆さんを対象に実施をしている事業ですが、本町のたしか3月末時点だったと思うんですけど、ちょっと数字をはっきり覚えてなくて申し訳ないんですけど、今現在、アスマイルの事業に登録していただいている方は、大体400名前後だったと記憶しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 決算書の224、225ページの保険料のことについてお尋ねをします。予算の審査の時には昨年度の保険料については引上げの見込みがあるということでしたけれども、実績としても引き上げざるを得なかったということになるのか、

確認をしたいと思います。

それから、232、233ページで、右側の節7賃金、ここで書かれている臨時職員賃金については、技能実習生の資格異動等の事務のために臨時職員を配置しているとお聞きしていたと思いますが、以前お聞きしたところによりますと、月に100件ぐらい事務が必要だったという大変な状況だったようでありまして、現在はこの新型コロナの関係で、少し事務量が減っているかと予想されるのですが、現状の事務量についてはいかがか、参考にお聞きします。

それから、240、241ページで、真ん中より少し上の節19負担金、補助金及び交付金の人間ドック負担金に関わってお尋ねをいたします。2018年と2019年の実績をお聞きしたいということと、それからこれについては、それぞれ負担金の上限を2万7,000円ということで設けておられまして、その金額の増額を一貫して求めているわけですが、一貫して維持していると理解しているかどうか、お尋ねいたします。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 保険料に関しましては、平成30年度から平成31年度にかけても値上げをしております。ちなみに1人当たりの保険料につきましては、平成30年度が9万6,350円、平成31年度につきましては9万9,991円と、約3,600円値上げをしております。

それと、2つ目のご質問ですが、賃金につきましてはアジアの年間の受付数に関しまして915名、月平均76名の実績であります。

続いて3つ目のご質問で、人間ドックの実績につきましては、2018年、人間ドックが87件、2019年で77件の実績になります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 脳ドックについても教えていただきたいというのと、それから技能実習生との関係で、事務を行われた実績についてはお聞きしたところですが、現在はどんな状況かということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 先ほどの人間ドックに引き続き、脳ドックの実績につきましては、2018年は31件、2019年は22件の実績になります。

それと、アジアの技能実習生の受け付けにつきましては、今現在はゼロです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 人間ドック、脳ドックの負担金、上限の金額は一貫して変えておられないのですかとお尋ねしましたが、変えていないということだと思いますが、念のためお答えいただいております。

それから、技能実習生については、現在はゼロということで、この状態がいつまで続くのか不安もありますけれども、そういうことでいうとこの臨時職員の方ですね、主に技能実習生の対応ということで雇い入れている方については、他の業務を担っていただけると受け止めていいのかお聞きしたいということと、それから以前、保険料の負担を軽減する観点から、一部、子どもがいる世帯の保険料の軽減について提案的に要望したことがございますが、その件についての検討はいかがかお聞きしておきたいと思っております。

松尾委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 人間ドックの負担金2万7,000円につきましては、現在も変更ございません。2万7,000円のままです。

それと、アジアの技能実習生の臨時職員に関しましては、現在、他の業務を行ってもらっているところです。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 最後の子どもの数の多い世帯の分の、多分、多子減免の話だったかと思うんですが、違いましたかね。均等割の減免の話だったかと思うんですが、以前から大阪府の広域化調整会議のほうで、一応検討されているというふうに聞いております。その後、検討状況が進んでいるかどうかというのは、今のところ情報が入ってきてない状態で、本町におきましても、そういう形で大阪府全体でそういう施策を実施するということになると、当然、本町においても実施をしていく方向になるかと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今、最後にお答えをいただいた均等割の軽減について。それについては検討をなされているようだと。直近についてはよく分からないということで、府が減免にするのであったら、岬町もそうなるねというお答えでした。岬町のほうから、この制度について、多子減免につながるようにというようなことは求めた経過はありますでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 広域化調整会議の実施以前に、各市町村に意見聴取という形で意見を聴取される場合もありますが、それにつきましてはまだ会議の中でも検討の前段階みたいな、ちょっと前に進んでいるかどうかもちよっと分からない状況ですので、意見聴取という形で意見を求められた経緯が、ちょっとあったかなかったか記憶があまり定かじゃないんですけど。本町のほうから進んでそういう形の要望をさせていただいたという経緯は、今のところはございません。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私、この問題は、一般質問でも取り上げさせていただいて、そのときにも似たようなお答えで、府の考え方によるねと。府がどうするかというところだったと思うのですけれど、そのときにも町からもぜひ求めてほしいとお伝えしたと思います。そのときの答弁は松井さんだったかと思うのですけれども。松井さんも、特に府に対しては求めるというようなことはなかったですか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 私自身、直接大阪府の国保担当と話させてもらう機会がなかったので、大阪府とは話させてもらってはいませんが、大阪府の運営方針については、大阪府町村長会の総会で、大阪府健康医療部から、説明される時期がございます。そのときには町村の首長が集まる総会ですので、意見を言っていただくような機会はあるかなと思っていますので、機会を捉えて、保険料の減免制度の拡充について、話できればやっていきたいなと思っています。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 機会を待っているばかりではなく、ぜひこちらから意見を言っていただきたいと要望しておきたいと思います。ぜひご検討いただきたいと思います。

松尾委員長 3時近くなってきたので休憩を取りたいと思うのですが、あと討論と採決が残っています。これをやってしまっただけのほうがいいと思いますので。

質疑ないですか。

谷崎委員。

谷崎委員 よく分からないのですが、先ほど坂原委員も申し上げているのですが25ページの国民健康保険調定額6億3,300円に対して未収が2億3,100万円で36%未収という計算なのですか。これが普通の状態なのですか、他市

町村でも。その辺りが、感覚がよく分からないのですけれど。調定額に対して収入額が36%未収になっているというのは、これは常態的な状態なのですか、国保については。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 収納状況ですが、もともと結構やはり支払いたくても支払えない方も結構いらっしゃるのが現実ですが、大阪府下の状況としましては、まだちょっと今年度の収納率の関係は、まだ大阪府全体としては把握はできてないのですが、平成30年度でいいますと、本町の徴収率につきましては大阪府下におきまして現年度については大体10番目ぐらい。全体については三十五、六番目ぐらいの収納率だというふうに聞いております。

松尾委員長 谷崎委員、よろしいですか。

谷崎委員 三十五、六番目というと最下位ぐらいですかね。はい、分かりました。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 少ない職員の中で、またこの分野に経験の深い職員が少ない中で、国保の行政を担ってこられたということを考えると、反対するには忍びないというところであります。残念ながら、予算の時におっしゃっていたとおり、保険料の値上げということにはなってしまったわけですが、値上げの割合としては比較的強く抑えられたということもありますし、また多子世帯減免、均等割の減免ですけれども、それについても今後、機会を見てぜひ意見を言っていただけるように期待もして、反対はしないという立場をとりたいと思います。

併せて申し上げておきますが、繰り返しお願いをしているとおり、人間ドックや脳ドックについては、自己負担額の上限を低く抑えられるように、ぜひ補助額の引上げをお願いしておきたいと思います。

松尾委員長 他に討論に参加される委員さん、ないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第2号「令和元年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致であります。

よって、認定第2号は本委員会において認定することに決定しました。

お諮りします。

休憩をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 再開は3時15分にしたいと思います。

暫時休憩とします。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時16分 再開)

松尾委員長 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは、認定第3号「令和元年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 決算書247ページから260ページをご覧ください。質疑ございませんか。

中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 後期高齢者医療の保険料についてお尋ねをいたします。2018年度、2019年度と、この2か年については据置きということになっていたと思います。それで、お尋ねするのは低所得者への軽減策が段階的に縮減されて、実質的には負担が増えると。被保険者にとっては負担が増えるということが表れてきているわけですが、そのことに対して町として何らかの対策をとられたのかどうかお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 後期高齢者医療の保険料についてですが、副委員長、先ほどおっしゃられたように、後期高齢者医療の保険料につきましては、制度ができた



当初につきましては、ある一定の負担の軽減ということで、軽減率を大きく設定をしておりましたが、平成29年度より段階的に見直すこととされておりました、平成31年度、令和元年度につきましては、本来の適用期間を過ぎて、本則の軽減に引き戻されております。それにつきまして、本町におきましても保険料の料率につきましては、本町独自で設定をしているものではなく、大阪府全体で後期高齢者医療広域連合のほうで設定をされております。これにつきましても、本町で独自で軽減等々の設定をできるものではありませんので、国や大阪府に対して、高齢者の方々がより健康な生活を送れるようにということで、毎年要望をさせていただいております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 どんな要望をされているのかお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 毎年、国・府に対しまして、高齢者の方々が将来に不安がないよう、安心して医療が受けられますように、また現在、後期高齢者医療制度につきましても、もともと10年間ということで制度設定をされておりましたが、今後も今のところは引き続き制度を継続されているような状況が続いておりますので、運営に関しても持続可能な制度となりますように、過度の負担を強いることのないような財政支援を国に求めてほしいということで要望をさせていただいております。

松尾委員長 よろしいですか。他にないですか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 私がかねてから、この制度そのものに問題があるということを繰り返し主張してきたところであります。今、質問してお答えいただいた中で、不安なく医療が受けられるようにといったことや、過度の負担を強いることのないようにということで、毎年のように要望をされているということをお聞きいたしました。それは引き続き続けていただきたいと。とりわけ過度の負担を強いることのない

ようにということについては求めていただきたいと思いますし、75歳という年齢で機械的に区切られて、高齢の、とりわけご高齢の方だけの保険を作るというのは、非常に無理がある制度だと思っています。医療給付も大きくなりますし、その分、保険料も高くなると考えられますから、そもそもこの後期高齢者医療保険制度を元に戻すべきだと、廃止すべきだというのが私の一貫した立場であります。

それで、質問のところでお聞きしましたとおり、低所得者についての軽減が徐々に縮減をされて、廃止をされてしまうということで、実質的には負担が増やされるということになりますので、住民の方の中で後期高齢者医療の保険に加入されている方については、負担が重いという観点から賛同はできないと考えるものであります。

松尾委員長 賛成の方で討論される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第3号「令和元年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、認定第3号は本委員会において認定することに決定しました。

認定第6号「令和元年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですね。

それでは、決算書287ページから322ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二、三点だけ確認させてください。決算書の303ページの節13委託料ですけど、事務処理システム改修委託料、約500万円上がっているのですけれど、

これ昨年は同じような案件名で、事務処理システム改造委託料だったのですね。それで、ほぼ同額で上がっていたのですけれども。この内容をお聞きしたいというのと、改修とか改造というのは改めるということだと思っておりますけれども、毎年やらないといけないものか、その辺もお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。事務処理システム改修委託料の、こちらは496万1,000円の分でございますが、こちらの改修内容につきましてご説明いたします。改修内容は、昨年度、消費税増税がございまして、消費税増税に係ります介護保険のシステムの改修が主なものになります。詳しい内容としましては、低額所得者の保険料軽減がございましたので、そちらへ対応を行った部分であるとか、区分支給限度額の基準が引上げになりましたのでその対応とか、あと介護報酬も若干引き上げられておりますので、それらですね、制度改正に対応するものとして必要な介護保険システムの改修を行ったものでございます。

昨年度につきましては、大体同じぐらいの金額で出てるんですが、介護保険制度といいますのは、毎年ある程度制度が改正されていっておりますので、その制度改正にシステムもついていかないと、事務処理もできないということで、毎年必要な改修をやっているということで、必ず毎年発生するというわけではないんですが、制度改正の都度、発生しているということでご理解いただけたらと思います。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 この件はそれで結構です。あともう二、三点あるのですけれどもね、313ページなのですが、これの節13委託料なのですけれども、介護予防普及啓発事業委託料。それから、その下の地域介護予防活動支援等事業委託料。これも昨年から比べると、かなり額が上がっているかと思うのですけれども。この内容と、また活動の成果について、分かる範囲でお答えください。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員の質問にお答えいたします。まず、介護予防普及啓発事業委託料ということで、今年度105万9,960円でございますが、こちらにつきましては昨年度9月に健康長寿まつりのほうを実施いたしておりますので、そちらの中に

骨密度の測定を行ったりとか、その他、会場の設営であるとか、音響の設営ということで委託を行った部分がございます、そちらの部分で約60万円ほど使っております。残りの事業につきましては、地域自立支援事業ということで、長生会に委託を行って実施しておるもので、長生会の方々が高齢者向けに健康づくりとしまして、月1回のウォーキングなど長生会の事業として委託に出して行っているものです。

続きまして、地域介護予防活動支援等事業委託料、こちらが決算としまして166万6,900円の部分になります。こちらにつきましては、一部の地区におきまして、介護予防に資するための音楽による健康教室ということで、カラオケ機械を使って月に2回ぐらいの健康教室を一部の地区で実施しているところでございまして、本年度につきましては、令和元年度におきましては緑7丁会と港会館のほうで実施しておるもので、こちらで大体90万円ほど委託料として計上しております。あと残りにつきましては、町独自で健康教室ということで、任期付職員を雇用して直営でやっている健康教室というのが、昨年度であれば文化センターとか深日会館で実施しておるんですけども、それに合わせてまた別の事業が何かできないかというところで、昨年度は業者のほうに委託しまして、正しいラジオ体操教室というのを1年間実施していただいたというところで、こちらが大体30万円ぐらいかかっているところでございます。

あとは、残りの大体50万円ぐらいあるんですけども、こちらにつきましては介護予防による地域づくりと人材育成事業ということで、和歌山大学の大学の先生にワダイビクスに関する色々な事業を展開していただいております、昨年度につきましてもワダイビクスの地域団体の講演をやっていただいているところでございます。

成果としましては、一般介護予防事業ですので、目的としましては介護になるのを予防するというところでございますので、要介護とか要認定になる方が少しでも少なくなればというところでやっておりますので、元気なお年寄りが少しでも増えればなと思っているところでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 分かりました。今後も啓発活動を頑張ってください。よろしく願いいたします。

あと1点なのですけれど、317ページ。目4の生活支援体制整備事業費の節13委託料ですね。生活支援体制整備事業委託料とあるのですが、これの事業内容をお聞きしたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 坂原委員のご質問にお答えいたします。生活支援体制整備事業委託料としまして500万円計上しております。生活支援体制整備事業の内容につきましては、こちらは関係者のネットワークや既存の取組とか組織等も活用しながら、いろんな使える資源を開発したり、関係者をネットワークとして結んだり、地域の介護ニーズとサービスの提供主体のマッチングなど、コーディネートする業務を実施しておるところでございます、こちらは社会福祉協議会に委託して実施しております。500万円の内訳としては、ほぼ大体人件費となっておりますのが状況。人件費と、あと少しの事業費が入っておる状況でございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その事業の内容というのは分かりますか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 事業の内容は、先ほどお答えさせていただいたものが主なものになりまして、今現在ある各地域のいろいろな資源とか、そういったものをつなぎ合わせたり、そういうようなものを融合させていろんなものを開発していこうというのが主な目的となっております、この委託事業の成果として出てきているのが、淡輪の10区、11区でありますような、団体とかでいろんな組織が出てきておりますので、そういった資源を開発するのが主な内容となっております。

松尾委員長 その他に質疑、ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 南課長にもう少しだけ詳しく教えてもらいたいの、坂原委員が聞かれた313ページの地域介護予防活動支援等事業の中で、ワダイビクスについて予算をつけて取り組んでいるということをお聞きしました。各エリアにおいて指導員が、ほぼボランティアで週何回か活動されておられますが、このワダイビクスについて、今後どのような展開を目指しているのかという大きな方針だけ、私自身はもっと推進してほしいと思っているのですけれども、そこら辺はどう考えておられますでしょうか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 竹原委員のご質問にお答えいたします。ワダイビクスにつきましては、これは平成28年か平成29年ぐらいに、和歌山大学の本山教授のほうで開発された健康体操ということで、ワダイビクスと通称呼んでるんですけども、こちらにつきましては、その和歌山大学のほうの研修に岬町の住民様が何人か参加していただいて、その研修生の修了者の方が岬町で自主活動として実施していただいているものでございます。始まりのところにつきましては、岬町のほうも全面的に支援をさせていただいてたんですけども、基本はやはり自主活動グループということでお願いしているということになりますので、会場とかそういったものにつきましては支援のほうはさせていただいているんですけども、基本は後方支援という形で、今後はさせていただきたいと考えております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 実際に地域のお年寄りが地域の集会所に寄って、ほぼ2時間程度、しっかりと運動して帰られる。帰られるときに、そこに参加していた方に話を聞くと、今日も一生懸命やってきて元気になったというお声を聞いております。自宅の近くではやっているのですが、やっぱり岬町に多くの自治区があるように、各エリアでどんどんと普及してもらいたいと思っている中、やっぱり後方支援だけではなくて、指導員を増やす活動とかもっと募集して、和歌山大学と連携して進めていってもらいたいというのが本音なのです。本山先生のデータによると、ここの介護予防に参加しているのと、参加していないのでは、医療費なり介護費用について、年間1人当たり7万円変わってくるのだと、安く上がるのだというデータもあると聞いています中、もっともっと進めていただけるように取り組んでいただきたいと思いますので、後方支援だけではなく、どうでしょう、松井部長。一回答弁してもらえないでしょうか。よろしくをお願いします。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 岬町も高齢化が進む中で、町長も言われます、健康な高齢者ということで、健康寿命の延伸など、介護予防を通じて、介護認定の数を減らしていかうという取組みは大事なかなと思っています。また、行政主導で色々な教室をすることも一つの方法と思いますが、やはりワダイビクスのように、自主的に活動していただけるグループが多く出てくるのが理想と思っています。そういった形

で、今回、ワダイビクスにつきましてはいい例で広げられていると感じているところです。

松尾委員長 よろしいですか。他の委員の方で質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 なければ、副委員長どうぞ。

中原副委員長 決算書の292、293ページの介護保険料に関わってお尋ねをいたします。昨年度については介護保険料そのものが昨年度から引き上げられた年度に当たると思います。それで、私はいつも保険料の引下げ等を求めるわけですが、そのことに関わって国への要望について委員会での言及がございましたけれども、それは実際にきちんとしていただいたのか、お聞きをしたいというのが1点目でございます。

それから、総合事業に関わってお聞きするのですが、どの項目ということはありませんけれども、先の質問で総合事業の利用者数についてお聞きしました。チェックリストのみに基づく利用者については4人ということで、これは私が懸念していたのは、介護保険の申請を受け付けずにチェックリストのみに基づいて利用を増やしていくということが起こってはならないということを、以前から申し上げてきたところであり、数からいいますと私の心配しているようなことは起こっていないのだろうと推測するものです。それでお尋ねするのは、チェックリストに基づいて介護保険給付の中ではありませんけれども、事業の給付を受けたという方の利用料については、この中に記載されているものなのかどうかがよく分からなくて、どこかに書かれている、いわゆる利用者負担ということですが、書いてあるのであれば教えてほしいと思います。

それからもう一点ですけれども、決算書の314、315ページ、ちょうど真ん中辺り、節13の委託料、地域包括センターの運営委託料に関わってお尋ねをいたします。以前から財政的な運営としては黒字と聞いておりますけれども、黒字の状態では財政運営が行われているかどうか念のため確認すると同時に、先ほど、人の配置については資料を求めたところですので、それをご準備いただければと思うのですが、事前に地域包括支援センターについて運営状況に関わって資料を頂いておりました。その中で、ケアプランの作成について、地域包括支援センターで直接ケアプランを担う件数と、それから外部に委託をする件数が書かれ

ておりまして、気になるのが外部委託の数が増えていることなのです。これはセンターが直接ケアプランを担うという時と、プランを委託に出すという時に、収入についても差が出てくると思うのですが、その辺りの単価といいますか、ご説明をいただけるとありがたいと思います。

それから、昨年度においては人の配置でいうと専門職が3人、各1人ずつと、それからケアマネジャー3人という人員配置だったと思いますけれども、今年度もそれが維持されていたり、来年度以降もそのような人員配置になるのか。外部に委託しておりますから、町の考えによってどうこうということではありませんけれども、一定の期間ごとに意見交換を行っているようですので、その辺りについても教えていただきたいと思います。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。まず最初の質問ですね、保険料につきまして、確認なんですけど、介護保険料におきましては3年ごとに保険料を見直しとなっております、今現在、平成30年、令和元年、令和2年と同額の保険料という形になってるんですけども、先ほど中原副委員長のほうは、昨年度引き上げられたというふうにおっしゃっていただいたんですが、それでよろしいですか。また、保険料は申し上げましたとおり、3年に1度、見直しとなっております。来年度以降3年分ということで、第8期の介護保険事業計画というのを今現在策定中でございます。その中で、来年度以降の3か年の想定給付とか介護保険の保険者の数とか、そういったものをいろいろ勘案しまして、来年度以降の保険料のほうを計画の中で決めていくことになるんですけども、今現在、その辺は計画中でございますので、保険料につきましては今現在、その計画の中で策定中であることということでご理解いただきたいと思います。

国への要望等もおっしゃられましたが、これは何か要望するようなことがあったんですか。ちょっとすみません、国への要望というのは、申し訳ないです、どういった内容を要望するというのは把握できてなかったんですけども、どういった内容とかございましたでしょうか。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 要は、介護保険料が高いのは、国からの介護保険会計のお金が少ないからやっということを言っていて、そこに対して国から補填をしっかりと地方の介護保



険会計に入れるようにしてほしいということを、国に要望してくださいという話をしていたという、その話なんですね。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 申し訳ございません、確認不足でございます。その件に関しましては、毎年度、岬町のほうが町村長会を通じて要望があるんですけども、その中に国の介護保険につきまして国の負担を増やすよう、毎年要望のほうを入れさせていただいて、本年度も行ったところでございます。

続きまして、保険給付の利用料はどこに入っているのかというところでございますが、介護保険のいわゆる被保険者の自己負担分というのは、岬町に収入するべきものではございません。事業者のほうで収入するべきものでございますので、この決算書の中にはどこにも上がって来てない状況でございます。

それと、3点目、包括支援センターの委託料でございます。包括支援センターの経営状況が黒字かどうかというところでございますが、中原副委員長から資料請求いただいております資料にもありますとおり、平成29年度は180万円ほどの黒字が出ております。平成30年度につきましては340万円ほど、令和元年度、昨年度につきましては約300万円ほどの黒字ということで、令和元年度末の期末資金残高として大体800万円ぐらい黒字という状況でございます。

それと、包括支援センターのケアプラン数で、直営でしてる分と委託に出してる分で、委託に出してる分が増えてるという件でございます。こちらにつきましては、最後の質問の包括支援センターのケアマネジャーの数にも連動して来るんですが、包括支援センターのケアマネジャーにつきましては、昨年度も3名で実施しておりまして、基本これからも3名でというふうには聞いております、包括支援センターのほうからは。やはり3名でありますので、ケアマネジメントのケアプランの作成数が増えてくればくるほど、人が増えなければ1人当たりの持ち件数というんですかがとても大きくなってきて、ケアマネジャーのほうの負担が大きくなってきますので、その辺りはバランス取りながら、必要に応じて委託に出しているという状況でございます。ケアプランが増えてくれば、ある程度委託が増えてくるのは致し方ないことかなと考えております。

委託の単価ですけども、申し訳ございません、ちょっと単価の数字は、こちら今、持ち合わせてないので、はっきりとしたことを申し上げられないんですけども、

固定単価で出しているとは聞いております。ちょっとろ覚えで申し訳ないです、3,000円台ぐらいだったと思います、1件当たり。そのぐらいの単価で委託料を出しているということで聞いておりました、委託料が増えれば、当然、地域包括支援センターの収入も増えてくるということで、一定の介護保険事業収入が包括支援センターのほうは少し増えている状況でございます。

ケアマネジャーの数につきましては、先ほど申し上げましたとおり令和元年度は3人で、これからも基本は3人ということでやっていくという形で、包括支援センターのほうからは確認しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 最後にお答えをいただいた、委託プランの単価については、また分かればお知らせいただければと思うのですが、私が気になっているのは、包括支援センターで直接プランを作成するのと、外部に委託を出すことによってプランを作成してもらう。そのお金が3,000円台ということなのですかね。何か今お答えいただいた中で、委託が増えると収入も増えるというようにおっしゃられ方をしたのですが、そうなのですか。何かそこがよく分からなくなったのですが、聞いていて。もう一度説明をお願いします。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 委託が増えるといいますか、ケアプランの作成件数が増えるということになりますので、ケアプランの作成件数が増えれば、当然、介護報酬としての町からのお金が包括支援センターに振り込まれることになりますので、その分で収入が増えるということで、その入った収入は委託料として支出される、歳出で計上されるということとしてご理解いただければと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 おっしゃる意味は分かりました。包括支援センター全体としてケアプランの作成そのものは、年度によって色々かな、合計。若干増えていっているという感じのようですね。受けるケアプランとしては、全体としては増えているという状況かとお見受けいたします。その中で、外部に出す委託の数が増えていると申し上げましたが、それはケアマネジャーの数によるという説明でありました。それは当然なんですね。そういうことで言いますと、外部に委託を出す数が増えているわけですが、ケアマネジャーを4人で始めたわけですから、4人に戻

すということは考えないものなののでしょうか。委託先が考えることではありますけれども、その辺りはいかがですか。何かお聞きであれば教えてください。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 中原副委員長の質問にお答えいたします。委託が増えているということで、当初はケアマネジャーが4人いたということで委託が少なかったということで、包括支援センターから聞いておりますのは、ちょっと話戻りますが、委託料の数字がまず分かりましたので、お答えさせていただきます。事業者に委託に出した場合の委託料というのが固定で3,641円、1件当たり3,641円となります。町のほうから入ってくる介護報酬というのが1件当たり4,491円ということで、これでいいますと差引きで収入のほうが多いということで、委託に出しますと少し収支としてはプラスになるということになります。ということで、直接、地域包括支援センターで雇用したケアマネジャーでケアプランを立てる場合、ある程度の1人当たり件数をこなすぐらいの数をしないと収支がどうしても悪くなっちゃいますので、今その辺りにつきましては包括支援センターのほうで、その収支のほうを見ながら、収支のめどが立てば雇うこともあるでしょうし、今の段階ではなかなか収支のめどが立っていないのかなというふうに認識しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 委託に出すとプラスになるという意味がよく分からないのですけれど。外部に委託に出すと、地域包括支援センターの財政のプラスになるという意味なのですか。そこがよく分からなくて、もう少し説明していただければ。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 先ほど申しましたとおり、ケアプラン1件当たり、受けて処理しますと町のほうからは1件当たり4,491円の介護報酬が地域包括支援センターに入ります。委託料としましては、これも固定になっておりますので、1件当たり事業者のほうには3,641円のお支払いということになりますので、少しですけども1件当たり収支のほうはよくなっていくということでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 私が聞いていたのは、委託に出さないで直接地域包括支援センターで全部、それこそプランを立てることができれば、町からの報酬が丸々入るから、そっち

のほうがいいのかなどという、そういう意味で聞いていたのですけれど。おっしゃるのは、委託に出すにしても、とにかくケアプランの作成数を多くしたほうが収入になると、そういう意味でおっしゃっておられるという意味ですか。

松尾委員長 南課長。

南福祉課長 委託に出しても直営で実施したとしても、町からの介護報酬として4,491円が入るものになりますので、直営ですれば当然、1件当たりの出というのが存在しないのでプラスに、丸々、町の介護報酬がプラスになるんですが、やはりケアマネジャーさんの人件費がかかりますので、それが差引きできる段階でない、なかなか地域包括支援センターとしては難しいのかなと考えています、1人増は難しいのかなと考えております。

松尾委員長 よろしいですか。

そうしたら、質疑なしでよろしいですね。分かりました。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

それでは、どうぞ。

中原副委員長 3か年の保険料、2018年度からということで、私が先ほど1年間違えておりましたけれども、この2018年度から始まった今期の保険料は、高い保険料にならざるを得なかった時期なのですね。国からの対策で一定の軽減はなされたとはいえ、高い保険料が維持され、それが利用者に負担を押しつけているということを考えますと、賛同しかねるという立場でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたが、総合事業の運営としてはチェックリストに基づく運用を大きく広げないようにしながら、基本的な介護保険の運用をなされているということについては評価することも、併せてお伝えしておきたいと思えます。

松尾委員長 賛成の方で。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 介護保険特別会計決算の認定の件について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

色々な議論を聞いた中、一般介護予防事業等でしっかりと色々な分野について

取り組んでいただいている。岬町は皆さん知ってのとおり、平均年齢なり高齢化率なり高い町でございます。そこをきちんと理解した中で取り組まれている。また、地域包括の社協のほうともしっかりと連携を組んで前に進んでいるということが確認できましたので、賛成とさせていただきます。

松尾委員長 他に討論に参加される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

認定第6号「令和元年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、認定第6号は本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については全て議了いたしました。

続いて案件2、その他に入ります。

その他で本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、なしということで、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これをもちまして厚生委員会を閉会いたします。

(午後 4時04分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記  
するため、ここに署名する。

令和2年9月8日

岬町議会

委 員 長 松 尾 匡